

中間報告

特定非営利活動法人制度の見直しに向けて

平成18年9月

国民生活審議会総合企画部会
NPO法人制度検討委員会

目 次

はじめに	1
1．制度見直しの基本的考え方	2
(1) 制度の意義	2
(2) 見直しの背景	4
(3) 見直しの基本的考え方	5
2．法人の業務運営のあり方	9
(1) 基本的考え方	9
(2) 自律的な組織管理のあり方	9
(3) 情報公開の促進と個人情報保護への配慮	11
(4) 資金調達の仕組みの充実	13
(5) 会計基準及び計算書類のあり方	13
3．法人の認証・監督のあり方	15
(1) 基本的考え方	15
(2) 所轄庁の施行事務のあり方	15
(3) 認証の基準や手続きの見直し	16
(4) 市民の監視機能の強化と監督のあり方	18
(5) 個別ケースへの対応のあり方	19
4．制度発展のための環境整備	21
(1) 基本的考え方	21
(2) 環境整備に向けた取組み	22
むすび	26
これまでの審議経過	29
NPO法人制度検討委員会委員名簿	30
参考資料	

はじめに

特定非営利活動促進法は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を促進するため、その活動を行う非営利団体に簡易な手続きで法人格を取得できる道を開くものとして制定され、平成10年12月から施行されている。また、平成15年5月には、特定非営利活動の範囲拡大や暴力団排除の強化等を内容とする法律改正も行われた。当該法人制度は、創設以来、法人数が継続して増加し、既に2万7千を超えるなど、社会に着実に定着してきている。

特定非営利活動法人は、市民の自発的な参加や支援の下、多様化する社会のニーズや課題に対し、きめ細かく機動的に対応していく主体であり、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野において、その活躍が期待されている。

しかしながら、法人の活動については、組織の管理運営能力の向上、資金基盤の強化、さらには積極的な情報公開の促進といった多くの課題が残されている。また、一部には、営利目的と見られる活動や詐欺などの違法行為を行う法人も見られるなど、当該法人制度自体の信頼を損ねるおそれのある事例も現れている。

一方、明治29年の民法制定以来、主務官庁の許可主義の下で運営されてきた公益法人制度が抜本的に見直され、公益法人制度改革関連法として平成18年5月に成立したところである。これにより、登記のみで設立できる一般社団法人・一般財団法人と、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、公益性が認定される公益社団法人・公益財団法人の制度が新たに創設されることとなった。この制度改革において、特定非営利活動法人制度は引き続き存置することとされたが、大きく変わることとなった非営利法人に係る制度体系の中でのあり方が課題となっている。

こうした状況の下、平成17年11月以降、国民生活審議会総合企画部会及びその下に設置されたNPO法人制度検討委員会では、新しい公益法人制度との関連も踏まえつつ、これまでの特定非営利活動促進法の施行上の課題等に関する検証を通じて、特定非営利活動法人制度の見直しの審議を進めてきた。この報告は、これまでの議論の大要を中間的に取りまとめたものである。

1 . 制度見直しの基本的考え方

(1) 制度の意義

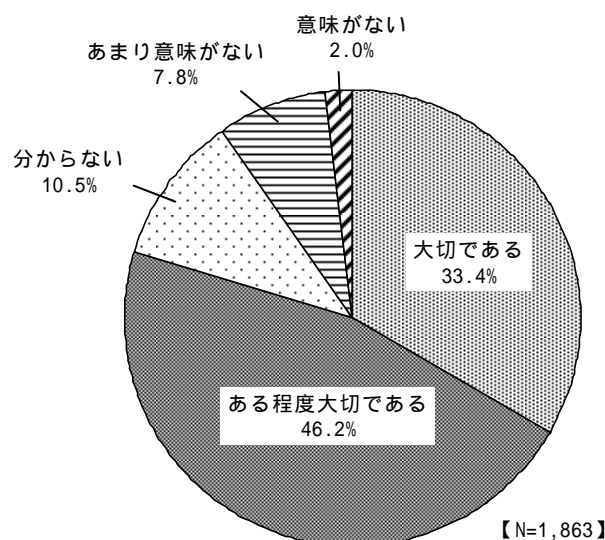
近年、わが国においては、社会の多様なニーズや課題に対して市民が自発的にきめ細かく取組む活動が広がり、社会において、その重要性が認識されるようになってきている。

その契機としては、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、多くの市民がボランティアとして救援・復興活動に率先して活躍し、その活動が社会から大きな評価を受けたことが大きなものとして挙げられる。また、高齢者福祉、障害を持つ人の介助、身の回りの環境保全等、日常生活の様々な課題についても、市民が自発的に集まって自ら解決に動く取組みが活発に行われるようになり、今日に至っている。

こうした市民活動に対する世の中の関心も加速度的に高まるなか、市民活動が一過性のものでなく、継続的に運営がしやすくなるよう、市民活動を支援する法律を制定する動きが起こり、平成10年に議員立法として特定非営利活動促進法が成立した。

市民活動に対する国民の意識

「多様化する社会のニーズや課題に対して、市民自らが自主的に集まって取り組むことについてどう思うか」



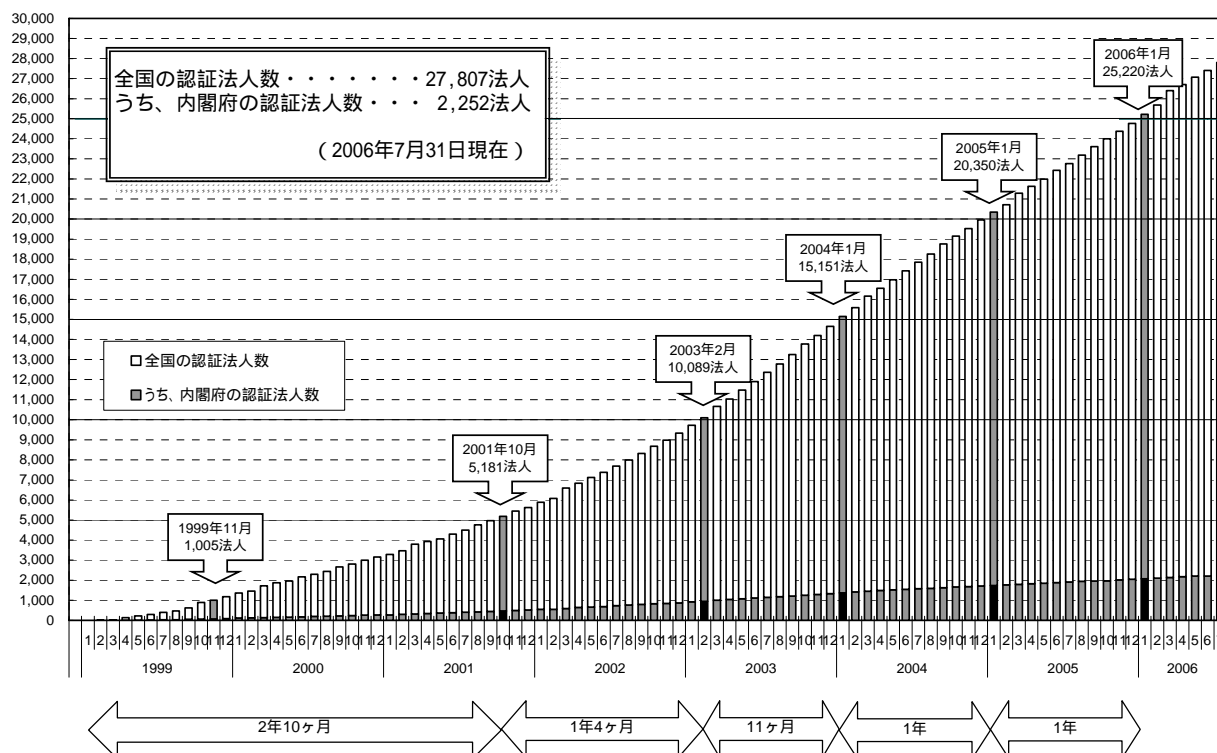
出典：「NPO（民間非営利団体）に関する世論調査」（平成17年 内閣府政府広報室）

特定非営利活動促進法は、市民活動を行う非営利団体に対し、簡易な手続きによる法人格付与と市民への広範な情報公開に関する仕組みを導入することで、市民活動がわが国に根付き、人々にとってより身近なものとなるのに寄与してきた。

この法に基づき認証された特定非営利活動法人の数は、全国で既に2万7千を超えているが、依然として増加のペースは衰えていない。これらの法人は、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野における公共サービスの新たな担い手として、多様化する社会のニーズや課題にきめ細かく機動的に対応している。また、その活動において、人々が能力を発揮する場を得て生きがいを感じたり、人と人とのつながりが地域の中で新たに生まれたりしている。

豊かで安心できる国民生活を実現していく上で、このような特定非営利活動法人の役割は一層高まるものと考えられる。

特定非営利活動法人数の推移



(2) 見直しの背景

他方、特定非営利活動法人制度については、以下に挙げるように、法人の業務運営や所轄庁による法人の認証・監督において課題が見られることなどから、本制度の見直しが求められている。

法人運営の基盤強化の必要性

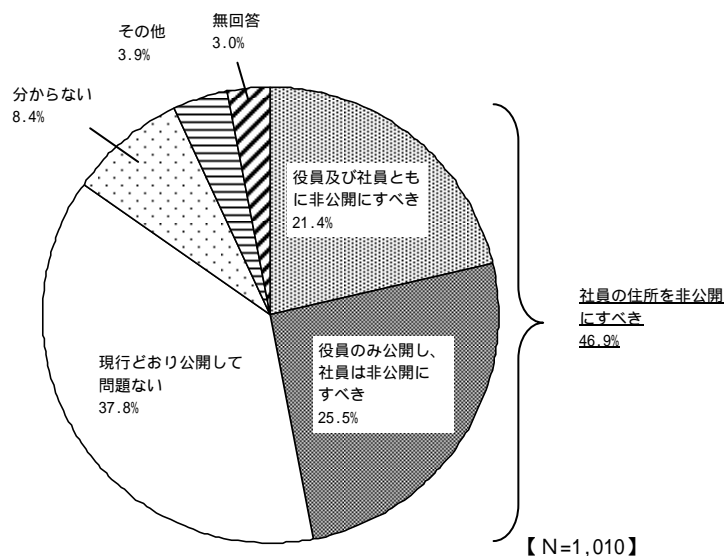
特定非営利活動法人は、業務運営に必要な人材や資金の確保という面で課題を抱えているものが多い。このため、法人は社会とのつながりをさらに深めることで、その運営基盤を強化することが求められる。

こうした中、特定非営利活動法人においては、一部の理事による不適切な業務執行に対し社員総会や監事による抑止が効果的になされないといった事例が見られており、活動に参加する市民の意見が法人の業務運営に一層反映されるよう組織管理のあり方を見直す必要がある。

また、市民への広範な情報公開という点についても、公開している事業報告書や財務諸表の内容が不十分・不正確といった課題がある。さらに、情報公開を進める上で、インターネットの活用は有効であるが、インターネット上で得られる特定非営利活動法人の情報は未だ限定的である。

一方、個人情報保護への関心が高まる中、役員や社員の住所等の公開については、市民が安心して活動に参加できるよう一定の配慮を求める声も多い。

役員及び社員の住所の公開に対する法人の意識



出典：「平成 17 年度市民活動団体基本調査」(平成 18 年 内閣府国民生活局)

法施行上の課題

特定非営利活動促進法を施行する中で、法人の認証や監督のあり方についてもいくつかの課題に直面している。

認証の基準や申請手続きに関し、地方公共団体や特定非営利活動法人の関係者等から、その緩和や簡素化に関する提案が出されている。また、所轄庁の施行事務についても、所轄庁間における判断基準の差異や、裁量による行き過ぎた指導などが見られるといった指摘がある。こうした中で、自由な市民活動を行う団体にとってより利用しやすい制度となるよう、認証の基準や申請手続きの見直し及び所轄庁の法運用のあり方等について検討することが重要である。

認証の基準や申請手続き等の見直しに関する提案例

認証基準	10人以上の社員を要するという基準の緩和 役員報酬に係る制限に関し、報酬を受ける役員数ではなく、報酬額に関する基準に変更 残余財産の帰属先として選択肢の増加（国公立大学や日本赤十字社など） その他事業からの収益の使途に係る制限の緩和
申請手続き等	届出で対応可能な定款変更事項の拡大（役員定数、事業年度、残余財産の帰属、等） 申請受理後における補正手続きの明確化（役員の氏名・住所変更への対応、等） 縦覧期間の短縮化（例えば、2ヶ月 1ヶ月へ） 簡易な方法の導入を含め、清算時の公告方法の明確化

一方、営利目的と見られる活動や詐欺などの違法行為を行う法人が一部に見られるなど、法人制度自体の信頼を損なうような事例も現れており、これらに対しどのように対処していくかについても検討が求められている。

(3) 見直しの基本的考え方

見直しの基本的視点

特定非営利活動法人制度の見直しは、法の目的や制定趣旨を再確認し、市民の自由な社会貢献活動をさらに促進するという観点から進めることが重要である。

すなわち、この見直しにおいて、特定非営利活動法人に対する行政の関与を抑制し、できる限り柔軟な業務運営を確保しつつ、社員総会や監事の機能等を通して法人の自律性を高めるとともに、情報公開をより一層促進することで、社会において健全な市民活動が促進される基盤を形成することが必要である。

今回の制度見直しの対象となった事項の中には、できる限り早期に具体化に向けた検討が求められるものもあるが、他方で、今後引き続き見直しに対するニーズをしっかりと見極めつつ、中長期的に検討すべきものもある。

これらのことを踏まえ、本報告では、特定非営利活動法人の業務運営及び認証・監督のあり方に関し、制度上や運用上の見直しに向けた考え方を整理した。あわせて、本制度の下、社会において特定非営利活動法人の活動が発展していくために求められる環境整備に関し、市民活動に関わる主体ごとの役割や取組みについてもまとめた。

本制度の見直しと公益法人制度改革との関係

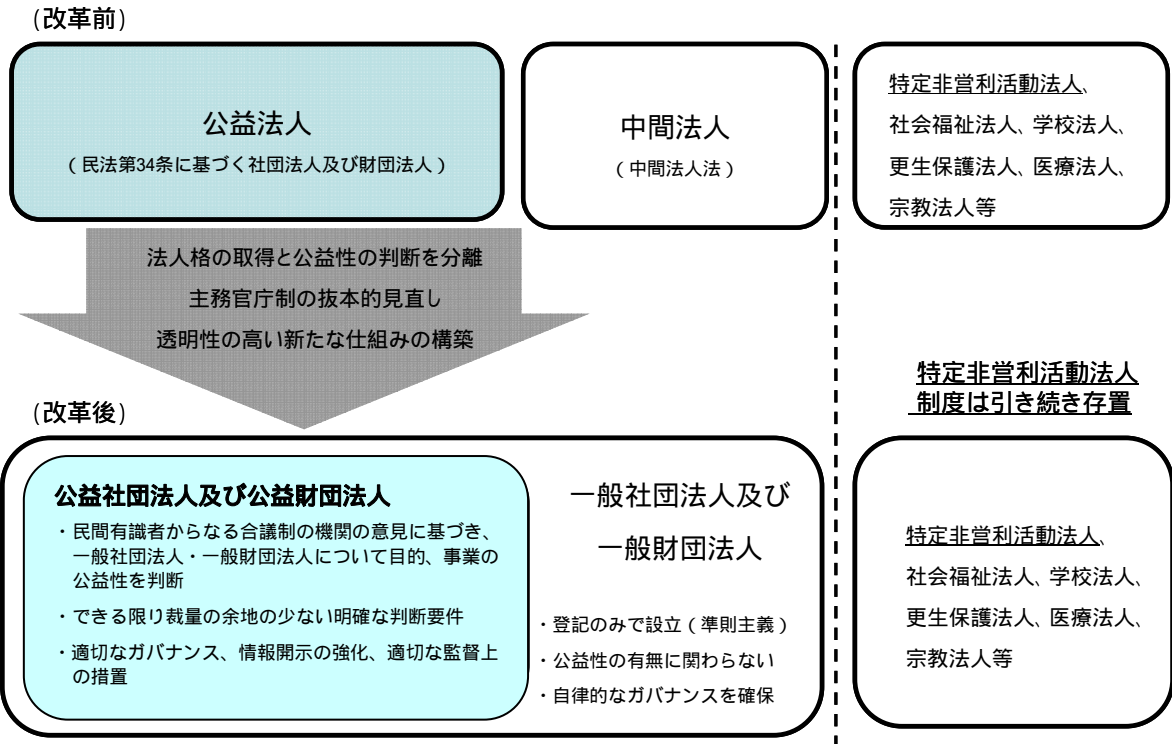
公益法人制度は、明治 29 年の民法制定以来、主務官庁の許可主義に基づき運営されてきたが、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であるといった様々な批判がなされてきた。こうした諸問題に対処するとともに、広く民間非営利活動の健全な発展を促進する観点から、公益法人制度の抜本的な見直しが行われ、準則主義に基づく一般社団・財団法人制度と、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事が一般社団法人・一般財団法人の中から公益性を有する法人を認定する制度が新たに創設された。

他方、特定非営利活動法人制度は、一定の公益性を有する市民活動を行う団体に対し、認証という簡易な仕組みで法人格の取得を可能とするものであり、市民活動を促進するための基盤として社会に定着してきている。このため、今般の公益法人制度改革においては、特定非営利活動法人制度は、新たな公益法人制度とは別の制度として整理され、引き続き存置されたところである。

本検討委員会において、特定非営利活動法人制度を見直すに当たっては、こうした当該制度改革での整理を前提として、大きく変わることとなった非営利法人に係る制度体系の中での本制度の独自性を踏まえた検討を行うことが重要である。

新たな公益法人制度において設けられた規律の中には、上述した特定非営利活動法人の課題に対応する上で参考になるものもあるが、実際にそうした規律を取り入れるか否かを検討する際には、本制度と新たな公益法人制度との制度設計の違いを十分に考慮し、特定非営利活動法人の自由かつ多様な活動を促進するという視点に立つことが必要である。

公益法人制度改革のイメージ図



制度の独自性を踏まえた名称のあり方

特定非営利活動法人の活動が市民参加を基本とした社会貢献活動であることを踏まえると、その特長を分かりやすく表す名称のあり方について検討課題に挙げることも考えられる。

「特定非営利活動」という名称の「特定」という部分は、従来の民法に基づく公益法人との区別を明らかにするため、法の別表で特定非営利活動法人の活動分野として17種類を列挙し、非営利活動のうち特定のものに限定していることを表している。しかし、「特定」という用語自体は、非営利活動のうちどのような活動を対象としているかを積極的に表してはいないため、本制度のイメージが伝わりにくいとの指摘がある。

また、「非営利」という部分について、この法では収益を構成員の間で分配してはいけないという意味であるのに対し、一般的には、活動により収益をあげてはいけない等の様々な意味で使用されている。このため、法人の活動に対して誤解を与えかねないといった指摘や、むしろ法人の活動を積極的に表す用語を使用すべきとの指摘もある。

しかしながら、「特定非営利活動」に代わるものとしてどのような名称が適切かについての判断は容易ではない。例えば、法施行後7年以上が経過する中で、「市民活動」という用語が社会に定着してきているとの評価もあり、法の趣旨を尊重して「市民活動」を使用してはどうかという意見がある。また、「市民活動」という用語にはこだわらず、例えば「社会貢献」や「ボランティア」などといった用語を使用することも考えられるという意見もある。ただ、特定非営利活動法人は既に多様な活動を行っており、中には、「市民活動」等という用語のイメージとは異なる活動を行っているものもあるため、これらの用語では括れないといった指摘もある。

いずれにしても、これまで社会で広く使用されてきた名称を変更することは、法人に対し相当の負担をかけるものであり、また、社会において古い名称と新しい名称とが混在するなどの混乱をもたらしかねない。このため、名称のあり方を検討するに当たっては、特定非営利活動法人関係者、有識者、一般市民などの意見を幅広く聴取するなど、十分に議論を進めていくことが必要不可欠である。

2 . 法人の業務運営のあり方

(1) 基本的考え方

特定非営利活動法人は、市民の自主的な参加により社会貢献活動を行う団体であり、その自由な活動を促進するためには、法人の業務運営のあり方について、法で事細かに規制するのではなく、できる限り法人自身が決めることを基本とすべきである。

また、特定非営利活動法人の業務運営においては、法人内部の組織管理に加え、広範な情報公開制度に基づき、広く市民が監視できるような社会に開かれたガバナンスを構築することが求められる。したがって、組織管理という法人の内部規律とともに、市民に対する情報公開のあり方について、どのような規律を求めていくかも重要である。

なお、特定非営利活動法人の事業規模は大小様々であることから、その規模に応じて、業務運営の規律に差を設けるべきとの考え方がある。実際、海外諸国の事例では、法人の事業規模に応じて事業報告書や会計書類の様式が段階的に定められているところもある。ただ、事業規模ごとに規律に差を設けるのは、法人の実態に即した適切・公正な区分をどのように設定するかといった問題や、法人の事業規模が大きく変動する場合、規律に合わせるための負担増があることから、慎重に検討する必要がある。

(2) 自律的な組織管理のあり方

社員総会

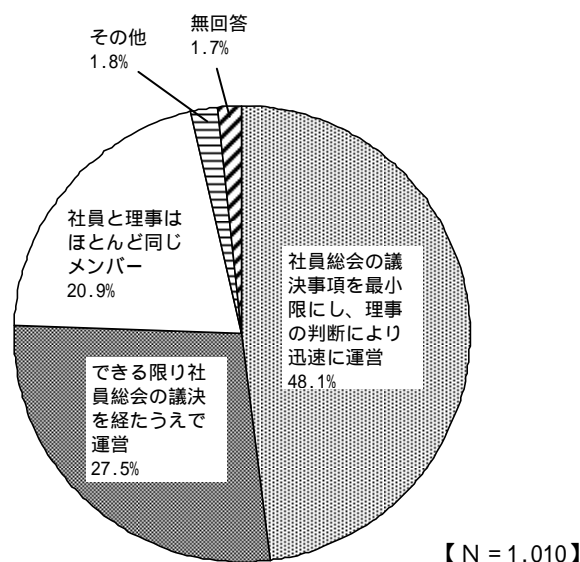
法人の最高意思決定機関である社員総会は、活動に関わる多様な市民の意見を集約し、法人の業務運営に反映させる重要な役割を担うものであり、一部の理事が他の役員や社員の声を十分に聞くことなく業務運営を行うようなことはあってはならない。このため、市民が社員という立場で、法人の業務運営に積極的に参画し、社員総会において法人の活動に関する提案や意見を述べる機会の確保方策等について検討することが適当である。

理事及び監事

特定非営利活動法人の業務執行は理事が責任を負っており、ほとんどの法人が理事会を設置して機動的に業務運営を行っている。また、監事はこうした理事の業務執行を監査する役割を担っている。しかし、法人の中には、理事会だけの判断で理事や監事を選任して役割を割り振ったり、毎年

理事と監事を輪番で交代している例が見られる。自律的な組織管理を確保するためには、理事や監事の適切な選任や解任の方法について、その規定の整備も含め検討すべきである。

業務運営における社員総会と理事の役割



出典：「平成 17 年度市民活動団体基本調査」（平成 18 年 内閣府国民生活局）

また、定款で特定の理事に代表権を集中させている場合は、代表理事とそれ以外の理事との区別について、登記することで第三者に対し明確にできるようにすべきである。併せて、監査という重要な役割を担う監事についても、登記事項に加えることが適当である。

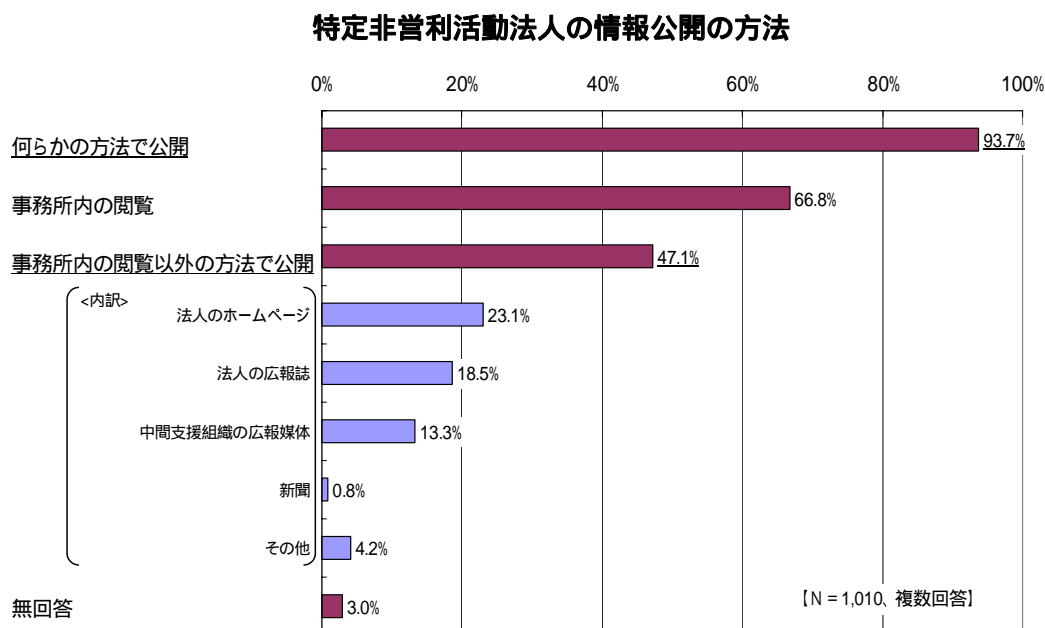
さらに、特定非営利活動法人とその役員又は役員が関連する企業、団体等との取引がある場合に、社員総会への報告や情報開示のあり方についても検討することが考えられる。

一方、役員の職務執行に対する責任を法律において明確にすべきとの考え方もあるが、あまりその責任を重くすると、なり手がなくなったり、職務執行への萎縮効果が生じるおそれもあるため、その規定のあり方については慎重に検討すべきである。

(3) 情報公開の促進と個人情報保護への配慮

インターネットの活用等による情報公開の促進

特定非営利活動法人の業務運営において、市民に対する情報公開は必要不可欠であり、インターネットの活用や公開する内容の充実など、法人自身による積極的な取組みが求められる。



出典：「平成 17 年度市民活動団体基本調査」(平成 18 年 内閣府国民生活局)

一方、所轄庁が行う情報公開は、法人の利害関係人以外の一般の人々も含め、広く閲覧機会を保障する意味がある。所轄庁の情報公開における利便性を向上させるため、所轄庁の指定場所での閲覧に加え、インターネットも幅広く活用することが望ましい。このため、所轄庁における情報公開システム等の基盤整備やオンライン手続きを可能とする条例制定の状況等を踏まえつつ、書面による情報公開を前提とした規定の見直しを含め、検討を進めるべきである。

また、情報公開に関する規定整備として、法人の事務所における定款・社員名簿等の備置きや、役員変更時の役員名簿の更新、設立当初の事業年度が終了するまでの間における閲覧等についても、検討を進めることが適当である。

閲覧者による閲覧書類の謄写の請求については、特段の事情がない限り

認めることが適当と考えられる。このため、謄写に関して、閲覧者の費用等の負担のあり方や、印刷可能な形でインターネット公開した場合において書面による謄写を免除することの是非など、具体的に検討すべきである。

個人情報保護への配慮

個人情報保護に対する関心が高まる中、役員や社員の氏名、住所等の個人情報の公開のあり方については、その公開する相手と公開方法に応じて見直す必要がある。

特定非営利活動法人が利害関係人に情報公開を行う場合には、法人の透明性を確保するとともに利害関係人の権利を保護する観点から、従来どおり、役員と社員の情報を公開することが適当である。また、社員に対し、全社員の名簿を閲覧できる権利を新たに付与するという考え方もあるが、これについては、法人の業務運営における社員の役割及び権限と社員名簿の閲覧の必要性との関係を踏まえて検討すべきである。

一方、所轄庁が一般市民に広く情報公開を行う場合には、役員及び社員の住所に関する公開について配慮すべきである。社員名簿等の所轄庁への提出やインターネットでの取扱い等に関し検討が必要である。

法人情報のデータベースの整備

特定非営利活動法人に関する情報のデータベースについては、法人の活動内容や財務状況に関し、法人間の比較や法人全体での統計的把握を可能とすることで、市民活動の促進に資すると考えられる。

データベースの整備に関しては様々な方法があり得る。例えば、一定規模以上の法人に対し、活動内容や収入・支出の規模等、基本情報に関する統一様式を作成して、その様式に沿った年次報告を義務付けることが一つの方法として考えられる。

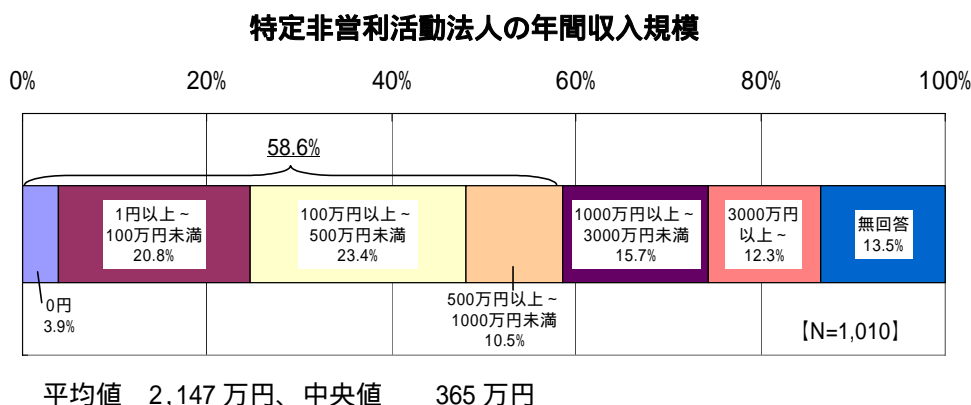
一方、統一様式を定めても、その様式に沿って報告書類を作成するためのサポート環境がない状態では、法人の負担が過度になるおそれがあるため、統一様式を定めるよりは、各法人が自由に作成した書類を一元的に取りまとめ公開する方が望ましいとの考え方もある。

データベースを整備するに当たっては、収集する情報の範囲や比較可能性、法人に発生する負担等を勘案しながら、適切な整備方法を検討することが重要である。

(4) 資金調達の仕事の充実

特定非営利活動法人は、活動に必要な資金の調達において課題を抱えている。特定非営利活動法人は、営利を目的としないことから、収益の配分を前提に出資を募ることはできない。また、法では、特定非営利活動に係る事業以外のその他の事業（以下、その他事業という）を実施できることとし、その収益を特定非営利活動に充当する旨を規定しているが、活動の元手となる資金の調達に関する規定はなく、ワーカーズコレクティブのような、いわゆる共同拠出・共同経営型の運営が難しいとの指摘がある。

特定非営利活動法人が自らの目的とする活動を十全に実施していくためには、その活動資金を集めやすくするよう資金調達の仕組みの充実を図ることが重要である。その際、市民活動の自律性を確保する観点から、公的助成等、行政による資金的支援の仕組みに過度に頼るのは望ましくない。また、特定非営利活動法人の中には、寄附・会費の受入れのほか、私募債の発行、地域金融機関や任意組合（NPOバンク等）からの借入れ等により、機動的に資金調達しているものもある。こうした法人のあり方や実態等を踏まえて、資金調達の仕組みについて中長期的に検討していくことが適当である。



出典：「平成 17 年度市民活動団体基本調査」（平成 18 年 内閣府国民生活局）

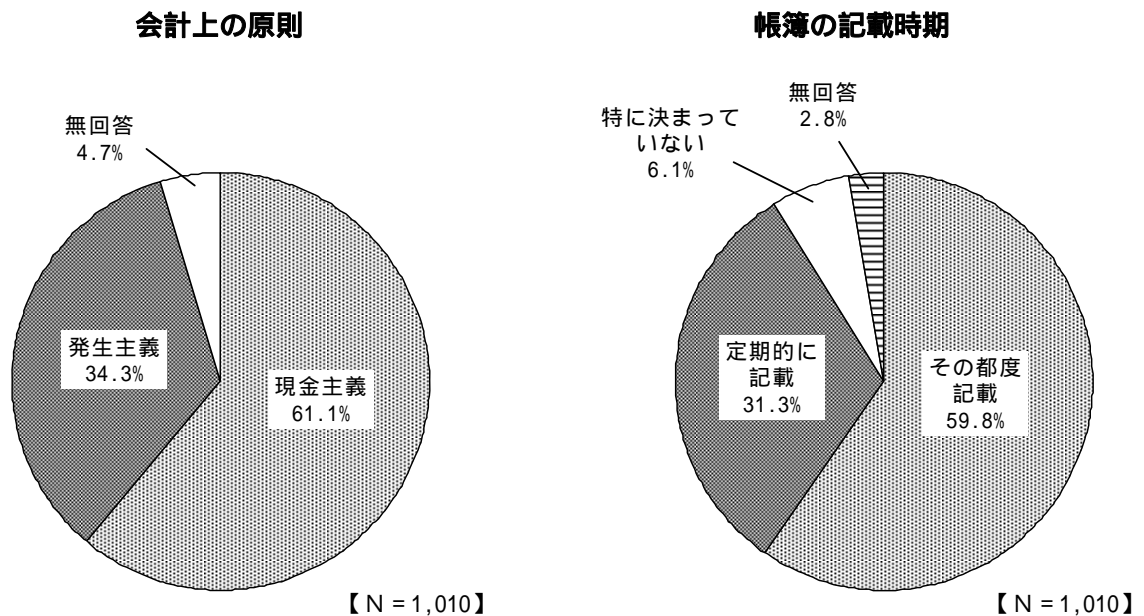
(5) 会計基準及び計算書類のあり方

特定非営利活動法人の会計については、法において、「正規の簿記の原則」「真実性の原則」「明瞭性の原則」及び「継続性の原則」という一般原則が規定されている。

しかし、実際には、計算書類が正確に作成されていなかったり、記載内容に不備が見られるものが散見される。また、法人ごとに、様々な方法で会計処理がなされており、法人間での比較も難しい。このため、各法人の会計処理の目安となる会計基準が策定されることが適当であると考えられる。

ただし、その策定に当たっては、法人の事業規模は零細なものが多く、その会計も現金の出入りの管理にとどまっているものが少なくないといった実態を踏まえる必要がある。

特定非営利活動法人の会計



出典：「平成 17 年度市民活動団体基本調査」(平成 18 年 内閣府国民生活局)

また、会計基準の策定主体については、所轄庁が策定すると必要以上の指導的效果を持つおそれがあるため、民間の自主的な取組みに任せるべきとの考え方がある。他方で、基準の策定及び定期的な見直しには相当のコストがかかることから、民間と行政が協力して策定等を行うことも考えられる。いずれにしても、幅広い関係者の意見を反映した公正性が担保されたものとなるよう十分に配慮すべきである。

特定非営利活動法人が作成する計算書類については、近年、非営利法人会計において企業会計の手法が導入されている状況を踏まえ、財産目録や収支計算書など、現行の計算書類体系を見直すことも考えられる。

3 . 法人の認証・監督のあり方

(1) 基本的考え方

特定非営利活動法人の設立については、その認証に当たって所轄庁の裁量を極力排除するため、認証基準が法律の中で出来る限り明確に規定されるとともに、原則として書面で審査する仕組みとなっている。

また、法人の活動は、広範な情報公開制度に基づき市民自身が監視することによって、その健全な発展が期待されており、所轄庁の監督はあくまで最終的な是正手段として規定されている。

こうした法人の認証や監督のあり方は、特定非営利活動法人による自由な市民活動の定着・発展に寄与してきたと考えられることから、引き続き、その基本的考え方を維持するのが適当である。

(2) 所轄庁の施行事務のあり方

特定非営利活動法人の所轄庁は、法人の事務所が一つの都道府県に所在する場合はその都道府県知事、複数の都道府県に所在する場合は内閣総理大臣となっている。都道府県知事の法施行事務は地方自治法上の自治事務であり、各所轄庁は、それぞれ独自に、個々の申請内容に応じて認証基準に適合しているか否かを判断し、所轄する法人に関し法令、行政処分又は定款（以下、法令等という）に違反しているおそれがある場合には必要な監督措置について判断する。

特定非営利活動を主たる目的としているか、営利を目的としていないかといった特定非営利活動法人の要件については、法律で更に細分化して規定することは難しい。そこで、各所轄庁は、法の運用の透明性を高め、運用担当者の恣意的判断をできる限り抑制する趣旨から、要件に適合しているか否かを判断する上での法運用の方針を自主的に策定し公開することが適当である。本制度の趣旨に鑑みれば、所轄庁は、法運用において、自由な市民活動を必要以上に制約するようなことはあってはならず、運用方針を策定する際には、違法性の根拠等について説明責任を果たすべきである。

一つの法人制度において、法人の基本要件に関する考え方や法運用のあり方について、所轄庁間で大きく差異が生じることは望ましくないが、所轄庁としての都道府県知事の事務が自治事務であることを踏まえる必要がある。認証・監督事務の実施に当たっては、必要に応じて、法の運用解釈等に関し所轄庁間で自発的に意見交換を行っていくことが考えられる。

(3) 認証の基準や手続きの見直し

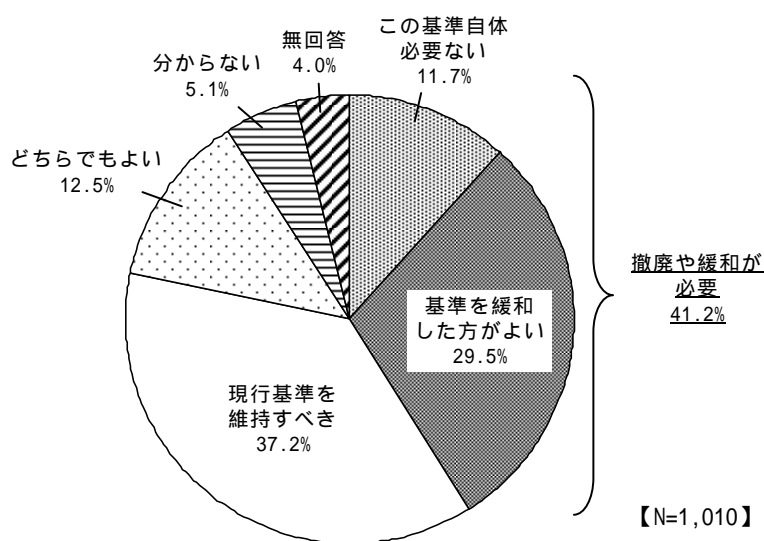
特定非営利活動法人の自由な活動を促進する観点から、認証基準や申請等に係る手続きは、必要最小限のものとするべきである。

認証基準の見直し

10人以上の社員を有することという要件は、特定非営利活動法人が多く
の市民参加により社会貢献活動を行うための集団であるとの考え方に基づ
き、市民の集まりという実体を確保するために設けられたものである。こ
のため、新たな一般社団法人にあわせて要件自体を撤廃することは必ずし
も適当ではない。また、この要件を見直すに当たっては、社員総会の役割
等、市民活動を行う団体としての適切な組織のあり方を踏まえる必要があ
る。

現行の10人以上という基準については、この法人格取得の障害となるほ
ど高いものではないという意見もあるが、実際には少人数での市民活動も
多いことなどから、地方公共団体や特定非営利活動法人等より緩和などの
要望も見られる。市民活動を行う団体が法人格を取得するための必要社員
数に関し、明確な理論的根拠を見出すことは困難であるため、これらの要
望に対しては、市民活動の実態等を踏まえ、例えば5人程度以上とするな
ど、その基準の変更も含め適切な対応を検討する必要がある。

特定非営利活動法人の社員数要件に対する意識



出典：「平成17年度市民活動団体基本調査」
(平成18年 内閣府国民生活局)

その他の認証基準については、例えば、残余財産の帰属先を国立大学や独立行政法人などにも広げるといった見直しが考えられる。

また、役員報酬に係る制限について、報酬を受け取る役員の人数を役員総数の3分の1以下とする要件ではなく、各役員に対する不当に高額な報酬支給を制限する要件に変更すべきとの考え方もある。他方、後者の要件に変更すると、役員全員が報酬を受け取ることも可能となるが、これについて市民活動を行う団体として適当ではないという意見がある。また、法人ごとに報酬支給額の上限を判断する必要性が生じるため、客観的で分かりやすい要件を設定するというこの法律の考え方には馴染まない点もあり、慎重に検討すべきである。

さらに、その他事業の収益を一定の範囲で特定非営利活動以外にも充当できるようにすることについては、収益がその他事業に係る資産等として蓄積され、法人の非営利性や特定非営利活動の主たる目的性を損なうおそれもあるので慎重に検討すべきである。

1 法人あたりの役員数と報酬の支給状況

【N=1,010】

	理事		監事	(単位:人) 計
		うち社員		
有給	0.6	0.6	0.1	0.7
無給	7.6	6.2	1.3	8.9
計	8.2	6.8	1.4	9.6

出典:「平成17年度市民活動団体基本調査」(平成18年 内閣府国民生活局)

申請等に係る手続きの見直し

申請等に係る手続きについては、例えば、現行では、軽微なものを除き、所轄庁の認証が必要とされる定款の変更について、できる限り届出のみで変更できるよう、簡素化に向けた検討を行うことが適当である。また、申請書類は縦覧に供されることから、所轄庁が受理した後に修正することは想定されていないが、例えば軽微な記載ミスや婚姻等による役員の氏名、住所の変更があった場合については、縦覧・審査期間中に修正できるようにするなど、その手続きのあり方について検討することも考えられる。

申請団体の情報に関する縦覧は、実際に所轄庁まで情報を見に訪れる人

や虚偽の情報公開を行っている法人などに対しては、所轄庁は法の規定に基づき厳しく対応すべきである。

事業報告書等の未提出に対する対応状況（内閣府認証法人）

年度	内閣府認証 法人数累計	督促数	過料通知	説明要請	改善命令	認証取消
平成14年度 事業報告書	907	272	63	48	23	3
平成15年度 事業報告書	1384	429	112	99	39	1
平成16年度 事業報告書	1696	487	105	66		

（注）

1. 督促書：事業報告書等の提出期限から概ね2ヵ月後までに提出がない団体に対し発送
2. 過料通知：督促書の発送から概ね2ヵ月後までに提出がない団体に対し裁判所に対する過料事件通知書を通知
3. 説明要請：過料事件通知から概ね2ヵ月後までに提出がない団体に対し「市民への説明要請」を実施
4. 改善命令：「市民への説明要請」を実施後も提出がない団体に対し実施
5. 認証取消：3事業年度連続して提出がない団体に対して実施
6. 1.～5.については、平成18年6月末時点で処理を終えた数

さらに、特定非営利活動法人が法令等に違反するおそれがある場合には、所轄庁は、法律で定められた監督基準に照らし、適切に監督措置を講じることとなっている。その際、改善命令や認証の取消し等、実施した監督措置については、所轄庁は幅広く公表することが適当である。

(5) 個別ケースへの対応のあり方

休眠法人への対応

休眠法人に対しては、事業報告書等が3年以上提出されない場合に、認証を取り消すことができるが、例えば、その認証取消しまでの期間の短縮について検討することが考えられる。また、提出された事業報告書等に活動実績に関する記載が全くないものや、活動が休止状態に陥り利害関係人等から早急な対応を求められるものもあるため、正当な理由なく一定期間以上事業を休止している場合などについて、相応の監督措置を検討することも考えられる。

認証後に登記しない団体への対応

認証後に登記しない団体に対しては、新たに過料処分の対象としたり、一定期間内に設立の登記がなされない場合には認証の効力が失われることとするといった規定の整備について検討すべきである。

虚偽申請への対応

虚偽の内容による申請に対しては、罰則のあり方について検討を行い、所要の規律を設けることが考えられる。

特定非営利活動法人による違法行為等への対応

特定非営利活動法人の多くは社会のニーズや課題にきめ細かな活動を行っているものと考えられるが、一部には、詐欺などの違法行為や営利目的の商業的活動を行うものがあり、法人制度自体の信頼を損なうおそれもある。このため、このような違法行為等に対しては、市民等からの情報提供に基づき、所轄庁、捜査当局、消費生活センター等、関係機関の連携の下、適切に対応する必要がある。

また、違法行為の存在が明らかになった段階において、所轄庁は法の規定に基づき厳正に監督措置を講じるとともに、市民の監視力を高めるため情報をできる限り開示することが重要である。

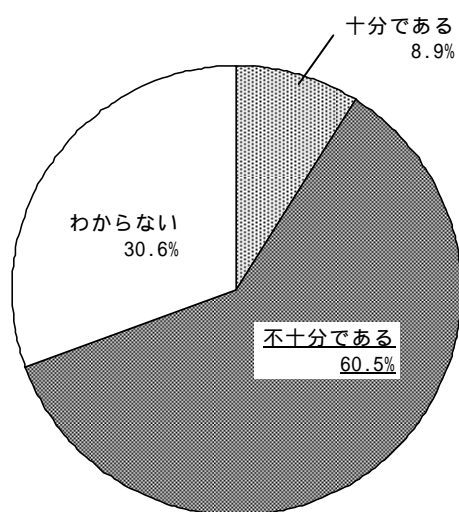
4 . 制度発展のための環境整備

(1) 基本的考え方

特定非営利活動法人制度が、市民の自由な社会貢献活動を促進するという本来の目的を達成するためには、法律の規定整備や運用に加えて、特定非営利活動法人が社会において十分活躍できるよう環境整備を行うことが求められる。

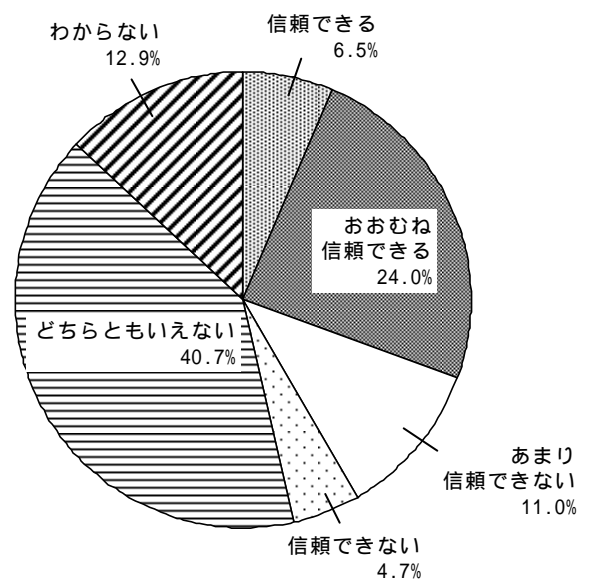
特定非営利活動法人は、活動分野、組織形態、活動のスタイルなど、いずれにおいても多様性に富んでいる。これらの法人の自立した自由な活動を支える基盤を作るためには、法人の活動に関する豊富な情報が、市民に対し正確に分かりやすく提供されることが重要である。例えば、特定非営利活動法人の活動内容に加え、会員数や寄附金額等社会から受けている支援を表す情報の公開を通じて、市民が多様な市民活動を客観的に評価できる仕組みを整備することが考えられる。

国民が得られるNPO の情報に対する認識



【 N = 1,863 】

特定非営利活動法人に対する国民の信頼



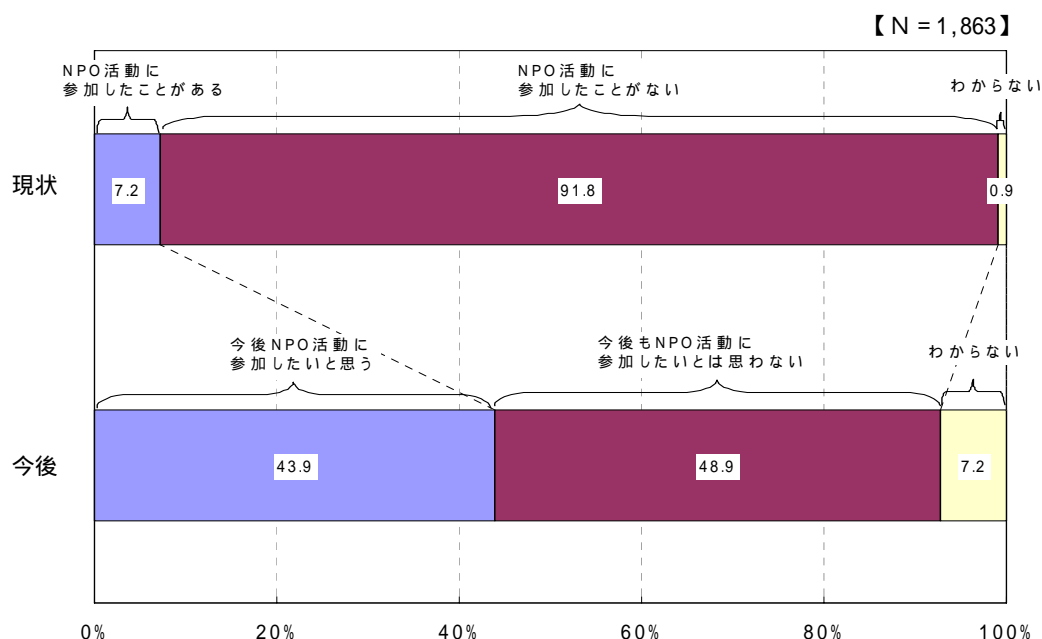
【 N = 1,863 】

NPOとは、市民が自発的に集まり、営利を目的とせず、ボランティア活動をはじめとした自由な社会貢献活動を行うために設立された民間団体のことをいう。(以下同じ)

出典：「NPO（民間非営利団体）に対する世論調査」（平成17年 内閣府政府広報室）

また、特定非営利活動法人の人材面や資金面での基盤強化を図るためには、市民や企業等多様な主体と法人とが出会い、対等につながる場を形成し、多様な主体が法人の活動に参加し、支援することを促していくことが必要不可欠である。そのためには、情報ネットワークの活用により市民活動の透明性を向上させるとともに、多様な主体と法人とをつなげるコーディネート機能の充実が求められる。

国民の NPO 活動への参加状況



出典：「NPO（民間非営利団体）に関する世論調査」（平成 17 年 内閣府政府広報室）

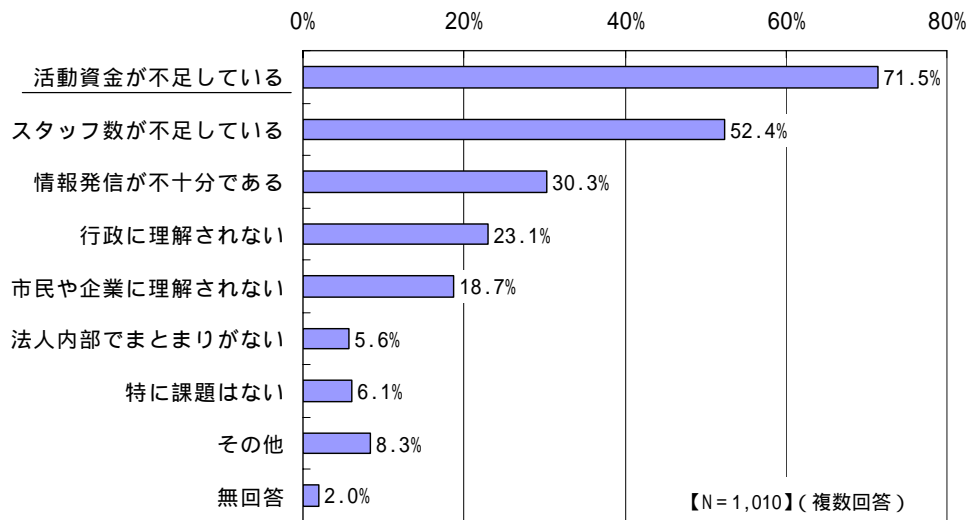
(2) 環境整備に向けた取組み

特定非営利活動法人自身による自発的な取組み

特定非営利活動法人の活動を促進する環境を整える上で、法人自身による社会への積極的な働きかけが必要不可欠である。

このため、特定非営利活動法人は、まずは制度の趣旨を十分に理解し、自発的・自律的な業務運営に努めるとともに、市民に対し、活動の目的や内容に関する情報提供を充実していくことが求められる。また、行政、企業、学校、福祉施設など様々な主体とのつながりを深めながら、その活動を地域に広げていく過程において、活動に必要な人材や資金を戦略的に確保していく視点が必要である。

特定非営利活動法人の課題



出典：「平成 17 年度市民活動団体基本調査」(平成 18 年 内閣府国民生活局)

中間支援組織や専門家等によるサポートの充実

特定非営利活動法人自身の取組みだけでは、人材や資金の不足が解消されない可能性が考えられる。中間支援組織は、特定非営利活動法人と市民、企業など他の主体との間における人材、資金、情報の流れを円滑にするため、情報提供、相談・研修、評価、協働仲介などの活動を通じ、ネットワークの拠点としての機能を果たしている。中間支援組織がこれらの機能を充実させていく上で、財源やスタッフの確保が課題となっている。

また、特定非営利活動法人が業務運営を進めていく際には、法人制度に関する正確な理解に加え、会計、税務、マネジメント等に関する専門的な知識やスキルが必要となる。このため、中間支援組織のみならず、公認会計士、税理士等の専門家による支援が受けやすくなるよう、自発的に支援に取り組む専門家の裾野を広げるとともに、その人材バンクを構築することが考えられる。また、大学等において、特定非営利活動法人のスタッフになるようとする社会人、学生を対象に、非営利組織のマネジメント等に関する講義が広く行われることも重要である。

さらに、特定非営利活動法人に関する会計基準、評価システム、データベース、統計等を整備していくため、研究・提言が一層進められることも求められる。非営利組織に関する学会やフォーラム等の場で、中間支援組織、大学、研究機関等の関係者が問題意識やこれまでの研究成果などを共有し、具体的な取組みに向けて意識を高めることも考えられる。

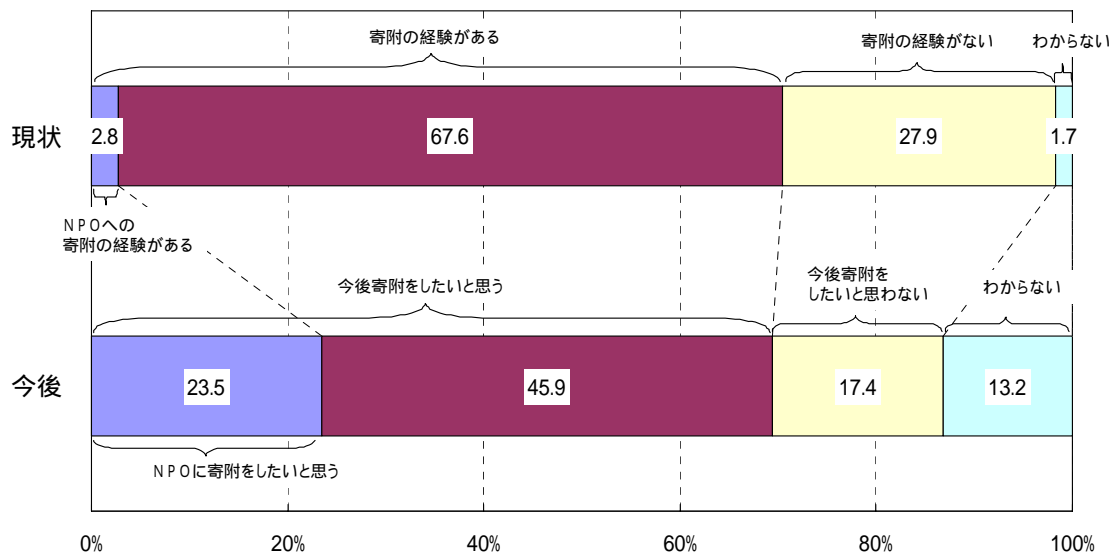
助成財団や市民ファンド等による資金循環の促進

特定非営利活動法人の活動は、問題意識を共有する市民が集まって、社会のニーズや課題にきめ細かく対応するものであり、また、中には受益者から対価を得たり、金融機関からの融資を受けることになじまないものもあるため、市民や企業からの寄附や会費といった支援金が重要な資金源となっている。現状では、市民からの寄附は限定的であるが、今後寄附したいという意識は高いことから、特定非営利活動法人への支援金が増えていく可能性は十分にある。

こうした支援金の流れを円滑にする上で、助成財団や市民ファンドなどが、市民や企業から資金を集め、資金の提供先となる特定非営利活動法人を選定し、効率的に資金を分配する機能を充実させていくことが求められる。また、助成財団等が特定非営利活動法人に対し資金を提供する際に、組織管理や財務状況等に関する評価やコンサルテーションなどのサービス機能を果たしていくことも考えられる。

国民の NPO 活動への寄附状況

【N = 1,863】



一方、特定非営利活動法人の活動の中でも一定の収入の見通しがつくものについては、金融機関からの融資を受けやすくすることも考えられる。助成財団や金融機関など、資金仲介を担うもの同士が連携することで、効果的な資金提供を達成することも重要である。

行政の役割

こうした環境整備において、行政が必要以上に関与したり、行政の考えを一方向的に押し付けることで、自由な市民活動のための基盤を損なうことは適当ではない。

昨今、市民の自発的な取組みの進展により、行政ではきめ細かな対応が困難な分野でも公益的なサービスが提供されたり、これまで行政が公共サービスの提供を担ってきた分野で市民の手によって効率的なサービス提供を目指していく動きが盛んになるなど、市民が公益的活動を担う動きが進んでいる。行政は、こうした市民活動の重要性を踏まえつつ、自由な市民活動の発展のための環境整備を図る必要がある。

行政は、特定非営利活動法人と協働する際に、市民による自発的な取組みを尊重し対等に連携することが重要であり、その意識を広く共有するための指針づくりを進めることが考えられる。また、必要に応じて、各種制度上の規制の見直しや、各施策分野の計画における市民活動の位置づけの明確化などを行うことも行政の重要な役割である。

また、社会福祉やまちづくりなど、特定非営利活動法人等の取組みに対し資金面で支援する際には、行政はその支援先や支援内容の決定等において公正に扱うことが、市民活動の健全な発展に不可欠である。また、例えば、高齢者や障害者に対する移送サービスでは、特定非営利活動法人に対する活動経費の補助ではなく、サービスを受ける受益者に対しサービス利用料の補助を行っている地方公共団体の事例もあり、こうした受益者に対する支援を通じて、受益者の選択に応じて行政からの資金が間接的に特定非営利活動法人に流れる仕組みを導入することも考えられる。

税制上の措置については、市民や企業の寄附を促進するため、平成13年度に認定特定非営利活動法人制度が設けられ、創設後も、認定要件の緩和など、累次にわたり制度の拡充が行われてきた。このように整備が進められている寄附税制に関し、特定非営利活動法人の理解と活用を促進することが重要である。あわせて、今後、新しい公益法人制度に係る寄附税制の取扱いが検討される中で、認定特定非営利活動法人制度についても、制度の実施状況を見極めつつ総合的に検討を行っていく必要がある。

むすび

総合企画部会及びNPO法人制度検討委員会では、特定非営利活動法人制度がわが国の市民活動の発展を支える重要な制度的基盤であるとの共通認識の下、議論を進めてきた。

この中間報告では、本制度が市民の自発性を尊重し、その自由な社会貢献活動を促進するという基本的考え方に基づいている点を再確認しつつ、社会において特定非営利活動法人が市民から幅広い信頼を得ながら活躍していくための制度上の規律やその運用、さらには環境整備のあり方について整理した。

市民活動の促進のためには、市民の間で市民活動の重要性が広く認識され、市民自ら積極的に育てようとする意識が高まることが必要である。これまで、特定非営利活動促進法の創設及び改正に際して、市民活動を促進するための制度のあり方について、市民主体の広範な議論が行われてきた。こうしたプロセスは、本制度が市民活動を促進するものとして社会に定着していく上で欠くことはできない。

本検討委員会としては、今後、各方面において、この中間報告で整理した制度見直しの考え方に関し活発な議論が行われることを期待したい。その上で、見直しが必要とされたものについては、具体的な制度設計に向けた取組みが着実に進められることが重要であると考え。本検討委員会においても、こうした各方面での議論を踏まえ、引き続き、特定非営利法人制度のあり方に関する検討を深めていくことが必要である。

これまでの審議経過

国民生活審議会総会（平成 17 年 10 月 17 日）

国民生活審議会の今後の運営について(今次総合企画部会の審議事項を「特定非営利活動法人制度の見直し等」とする)

第 1 回総合企画部会（平成 17 年 11 月 16 日）

総合企画部会の今後の運営について(NPO 法人制度検討委員会の設置等)

第 1 回 NPO 法人制度検討委員会（平成 17 年 12 月 20 日）

NPO 法人制度検討委員会の今後の運営について

公益法人制度改革に伴う特定非営利活動法人制度見直しの主な論点

第 2 回 NPO 法人制度検討委員会（平成 18 年 2 月 9 日）

特定非営利活動法人の認証・監督について

- ・石川委員報告「行政の役割と市民チェックの向上」
- ・影山委員報告「所轄庁担当者からの問題提起」

第 3 回 NPO 法人制度検討委員会（平成 18 年 2 月 28 日）

特定非営利活動法人の組織・運営のあり方について

- ・会田委員報告「NPO 法人会計の検討課題」
- ・山岡委員報告「情報公開の現状とガバナンスの課題」

第 4 回 NPO 法人制度検討委員会（平成 18 年 3 月 20 日）

NPO 法人制度検討委員会におけるこれまでの議論の整理

第 2 回総合企画部会第 5 回 NPO 法人制度検討委員会合同会議(平成 18 年 4 月 5 日)

これまでの議論の整理と中間取りまとめに向けた方針

第 6 回 NPO 法人制度検討委員会（平成 18 年 5 月 19 日）

公益法人制度改革に伴う特定非営利活動法人制度の見直しについて

- ・山野目委員報告「公益法人制度改革の動向を踏まえたうえでの特定非営利活動法人制度の見直しの考え方」

第 7 回 NPO 法人制度検討委員会（平成 18 年 6 月 26 日）

特定非営利活動法人制度の発展のための環境整備について

- ・川崎委員報告「特定非営利活動法人制度の発展のための環境整備について」
- ・早瀬委員報告「特定非営利活動法人制度の発展のための環境整備について」

第 8 回 NPO 法人制度検討委員会（平成 18 年 7 月 21 日）

NPO 法人制度検討委員会中間報告（案）について

第 3 回総合企画部会第 9 回 NPO 法人制度検討委員会合同会議(平成 18 年 9 月 11 日)

NPO 法人制度検討委員会中間報告について

国民生活審議会総合企画部会
NPO 法人制度検討委員会 委員名簿

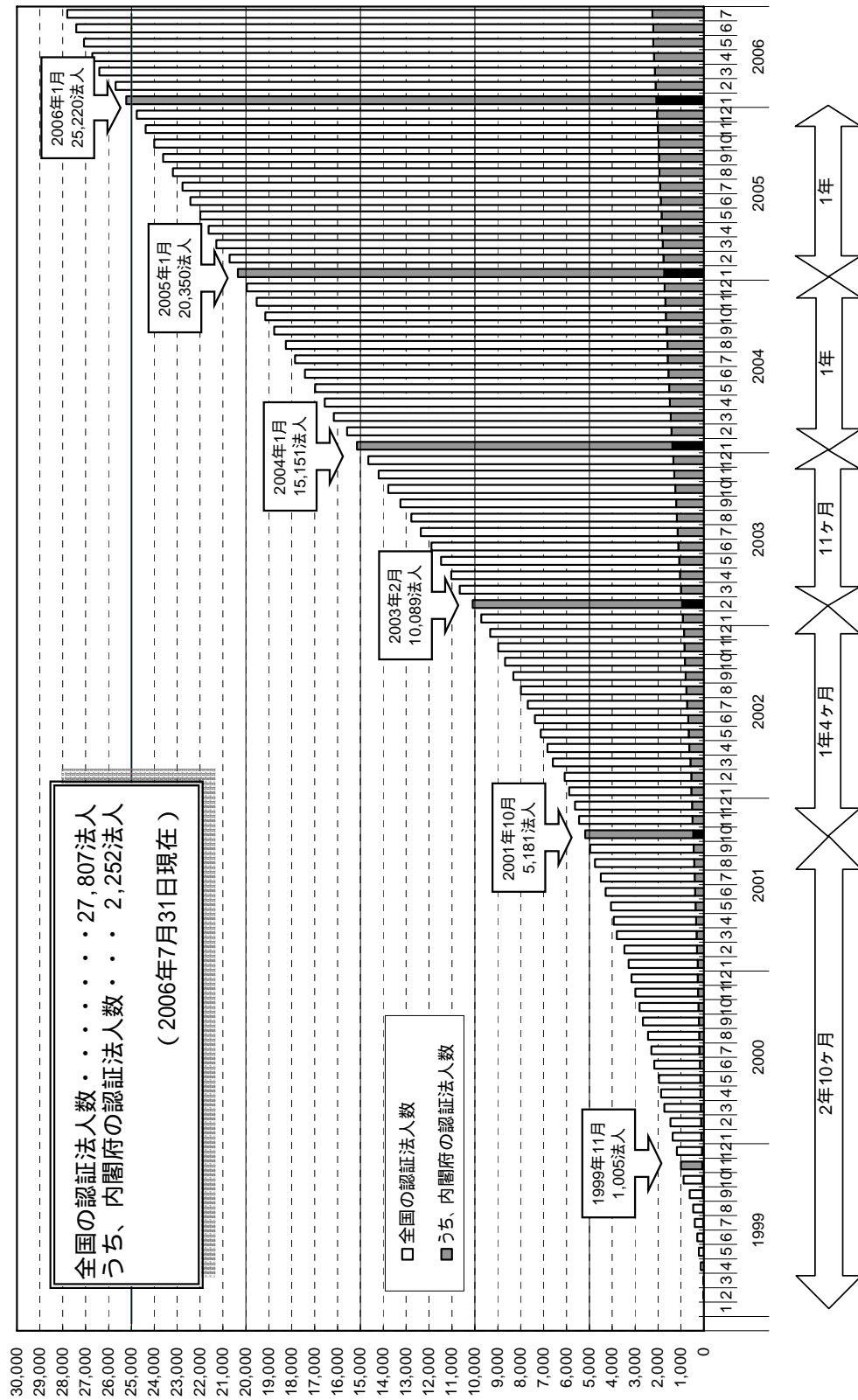
(敬称略、50 音順)

委員長	雨宮 孝子	明治学院大学大学院法務職研究科教授
委員	会田 一雄	慶応義塾大学総合政策学部教授
	石川 敏行	中央大学法科大学院教授
	影山 美佐子	千葉県環境生活部 NPO 活動推進課長
	川崎 あや	横浜市市民活動支援センター事務局次長
	早瀬 昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会理事・事務局長
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	山岡 義典	日本 NPO センター副代表理事 法政大学現代福祉学部教授
	山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科教授

以上、9 名

< 資 料 編 >

1. 特定非営利活動法人の認証数の推移



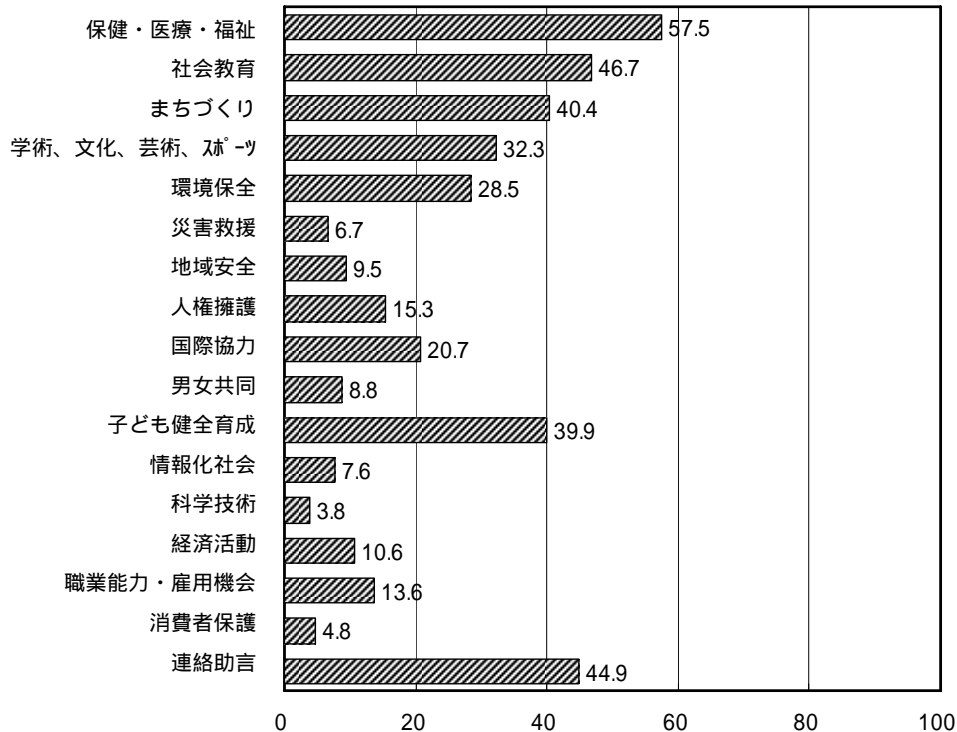
2. 所轄庁別認証・不認証数

(平成18年7月31日現在)

所轄庁名	認証数	不認証数	所轄庁名	認証数	不認証数
北海道	1,089	0	京都府	717	0
青森県	204	0	大阪府	2,101	1
岩手県	253	0	兵庫県	982	3
宮城県	408	0	奈良県	217	0
秋田県	130	0	和歌山県	218	0
山形県	221	0	鳥取県	112	0
福島県	345	1	島根県	139	0
茨城県	341	0	岡山県	329	1
栃木県	307	0	広島県	411	2
群馬県	469	1	山口県	247	0
埼玉県	941	0	徳島県	147	0
千葉県	1,073	0	香川県	150	2
東京都	5,017	143	愛媛県	208	0
神奈川県	1,697	0	高知県	173	0
新潟県	371	0	福岡県	888	1
富山県	164	0	佐賀県	190	0
石川県	197	0	長崎県	252	0
福井県	167	0	熊本県	322	2
山梨県	169	0	大分県	303	1
長野県	582	0	宮崎県	178	0
岐阜県	383	1	鹿児島県	303	0
静岡県	597	0	沖縄県	240	0
愛知県	903	0	都道府県計	25,555	160
三重県	398	1	内閣府	2,252	96
滋賀県	302	0	合計	27,807	256

3. 活動分野

(平成18年6月30日現在)



(注1) 特定非営利活動法人の定款に記載されている特定非営利活動の種類を集計したものである。

(注2) 一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にはならない。

4. 平成 17 年度市民活動団体基本調査

1. 調査期間
平成 18 年 2 月 22 日（水）～ 3 月 28 日（火）
2. 対象
< 発送数 >
平成 17 年 3 月末までに設立認証された特定非営利活動法人のうち、無作為抽出した 3,000 法人
< 回答数 >
1,010 法人（回答率 33.7%）
3. 調査方法
質問票 郵送法

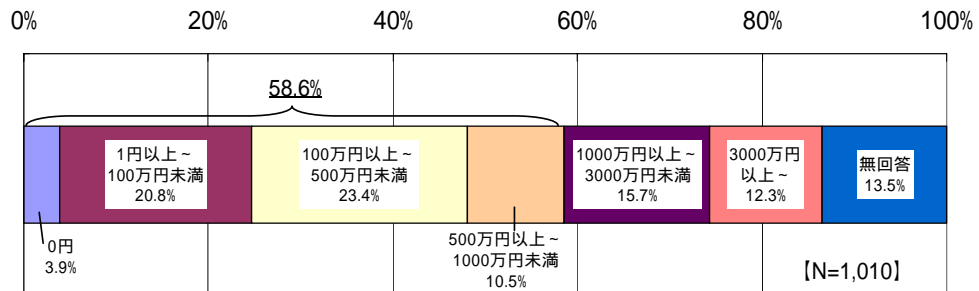
（1）特定非営利活動法人の活動状況

事業規模や社員数（注）などでみて、小規模団体が多い。

（注）特定非営利活動法人の構成員として、社員総会の議決権を有する者のことをいう。

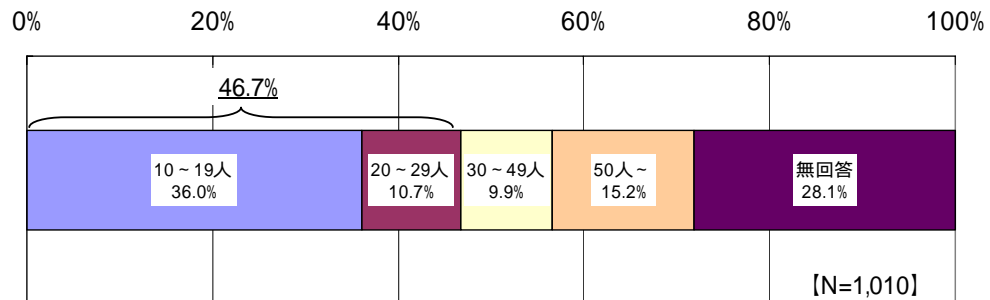
・年間収入 1,000 万円未満の法人は約 6 割。

< 年間収入規模 >



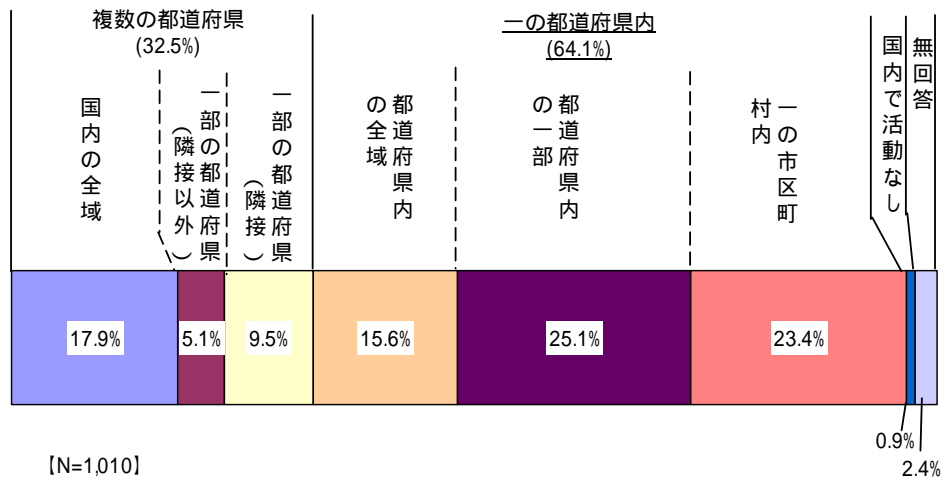
・社員数 30 人未満の法人は約 5 割。

< 社員数 >



一つの都道府県内を活動範囲としている法人は約3分の2。

< 活動範囲 >



(2) 特定非営利活動法人の組織運営

1 法人あたりの平均役員数は約 10 人、そのうち有給の者は 1 人未満。

1 法人あたりの平均職員数は約 7 人、そのうち有給の者は 5 人。

< 1 法人あたりの平均役員数とその内訳 >

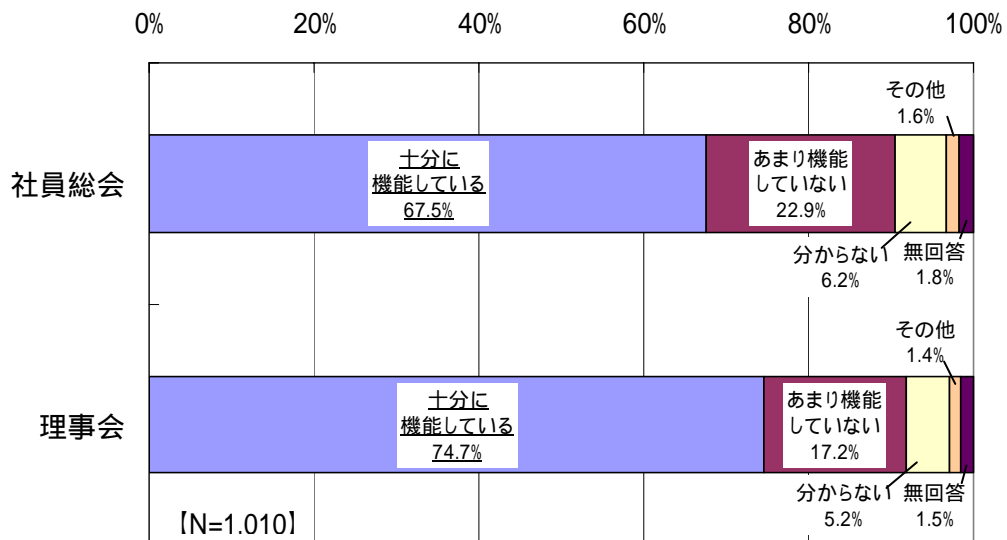
	理事		監事	(単位:人) 計
		うち社員		
有給	0.6	0.6	0.1	0.7
無給	7.6	6.2	1.3	8.9
計	8.2	6.8	1.4	9.6

< 1 法人あたりの平均職員数とその内訳 >

	常勤	非常勤	計(単位:人)
	有給	1.8	3.2
無給	0.4	1.2	1.6
計	2.2	4.4	6.6

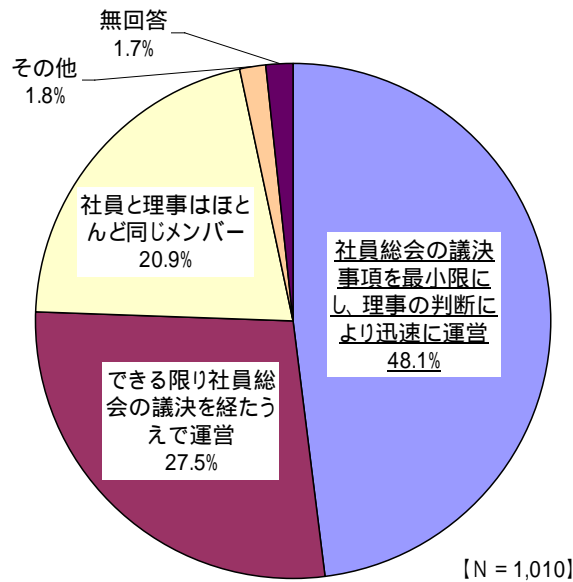
社員総会及び理事会が十分に機能していると考えている法人は約 7 割。

< 社員総会及び理事会に対する自己評価 >



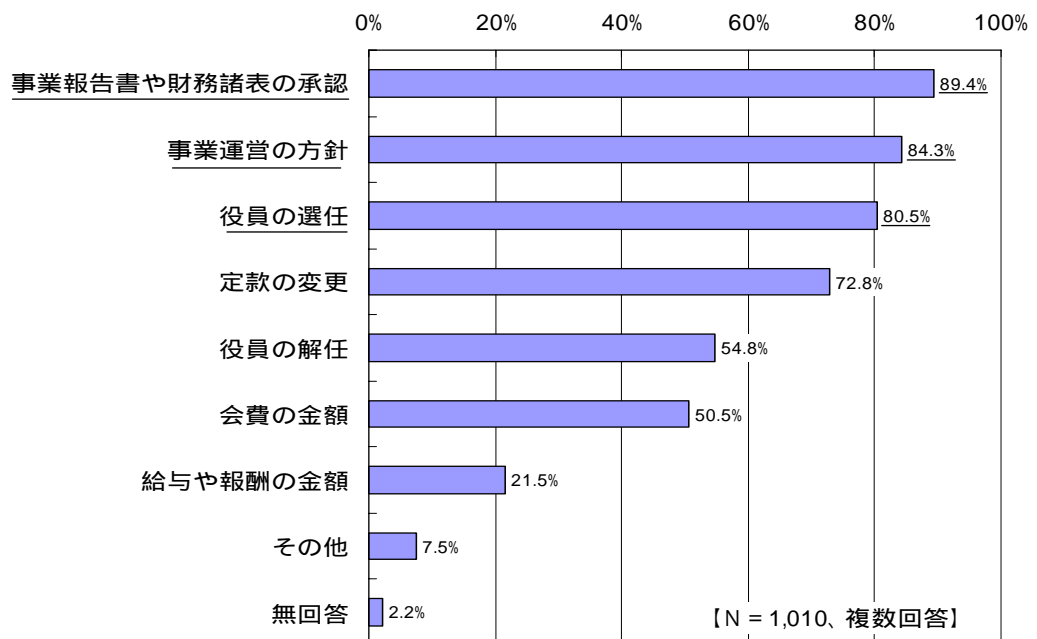
組織運営において社員総会の議決に比べ、理事の判断に多くを委ねている法人は約5割。

< 社員総会と理事会の関係に対する意識 >



社員総会の議決事項は、「事業報告書や財務諸表の承認」、「事業運営の方針」、「役員を選任」の順に多く、これらを議決事項としている法人は8割以上。

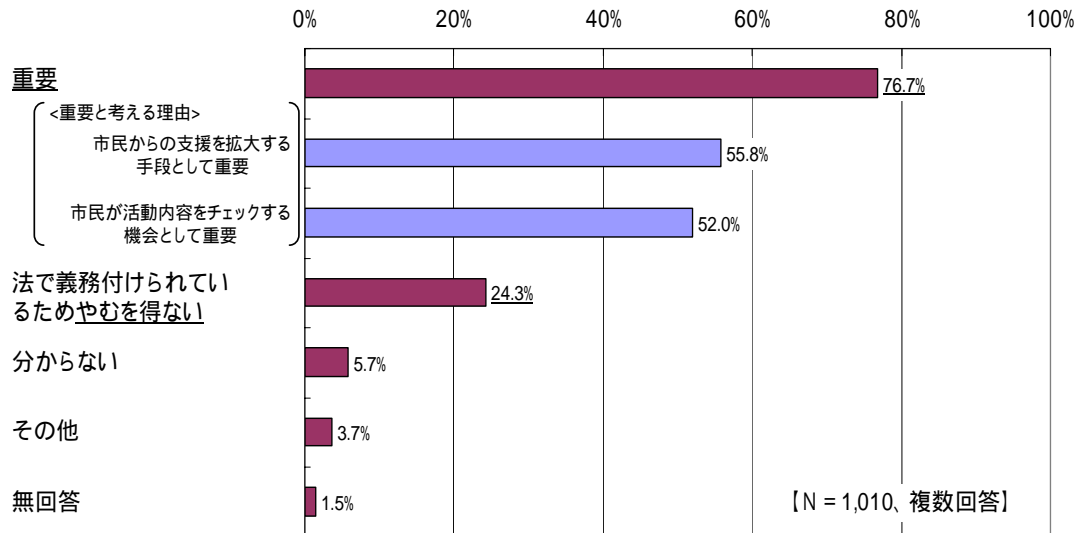
< 社員総会における議決事項 >



(3) 特定非営利活動法人の情報公開

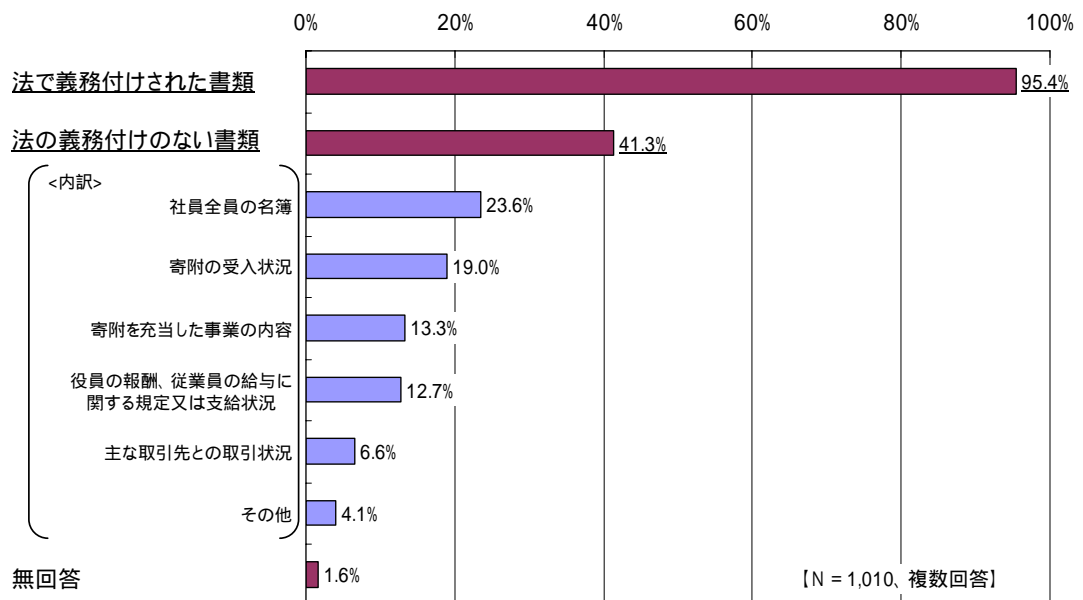
**情報公開を重要であると考えている法人は約4分の3。
法律上の義務なのでやむを得ないと考えている法人は約4分の1。**

< 情報公開に対する意識 >



**ほとんどの法人が法で義務付けされた書類を公開。
法の義務付けのない書類についても公開している法人は約4割。**

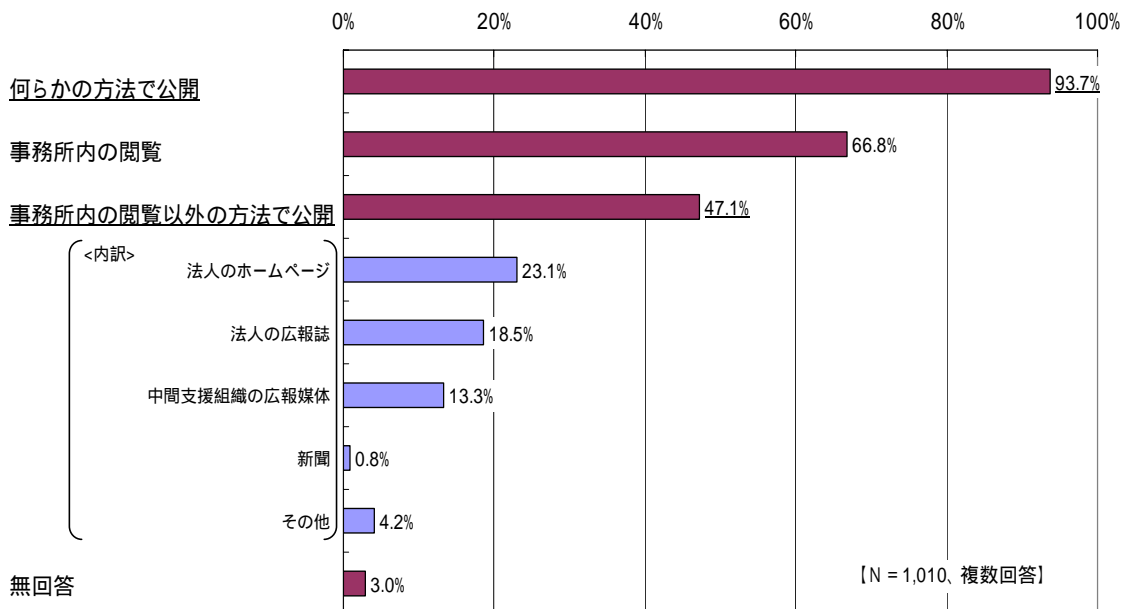
< 公開している情報 >



ほとんどの法人が何らかの方法により公開。

事務所内の閲覧以外の方法により積極的に公開している法人は約 5 割。

< 情報公開の方法 >



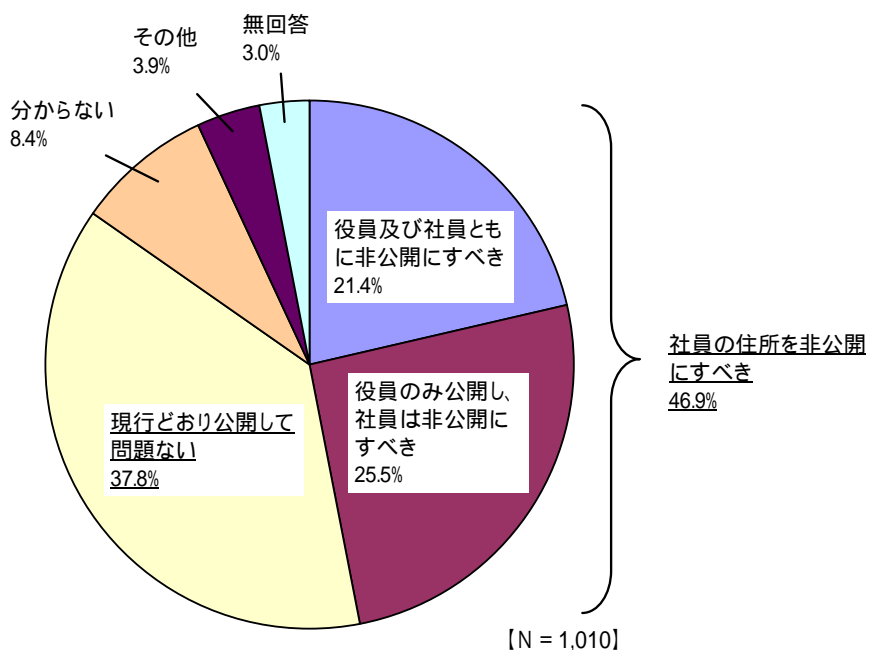
社員の住所を非公開とすべきと考えている法人は約 5 割。

役員住所等(注)を非公開とすべきと考えている法人は約 2 割。

(注) 住所等とは、役員住所及び報酬を受けた期間をいう。

現行どおり公開して問題ないと考えている法人は約 4 割。

< 役員住所等及び社員の住所の公開に対する意識 >

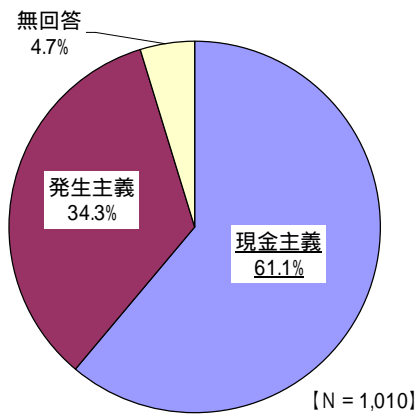


(4) 特定非営利活動法人の会計

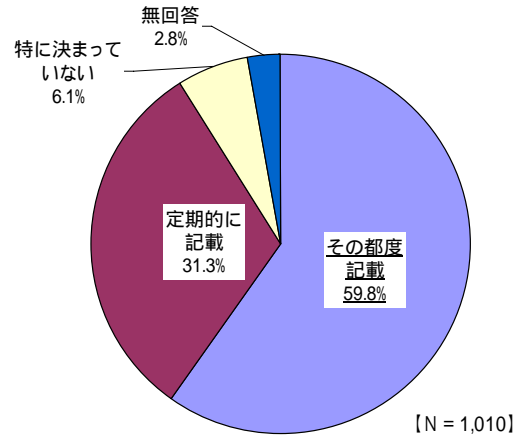
現金主義を採用している法人は約6割。

帳簿をその都度記載している法人は約6割。

< 会計上の原則 >



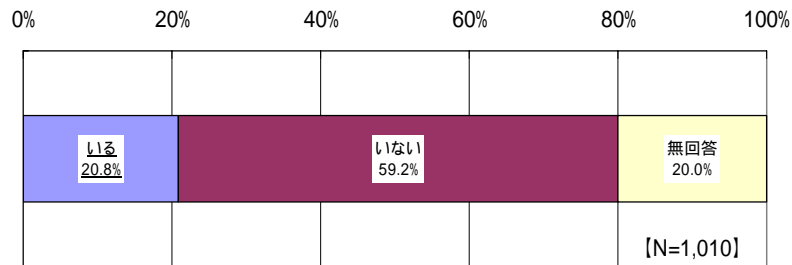
< 帳簿の記載時期 >



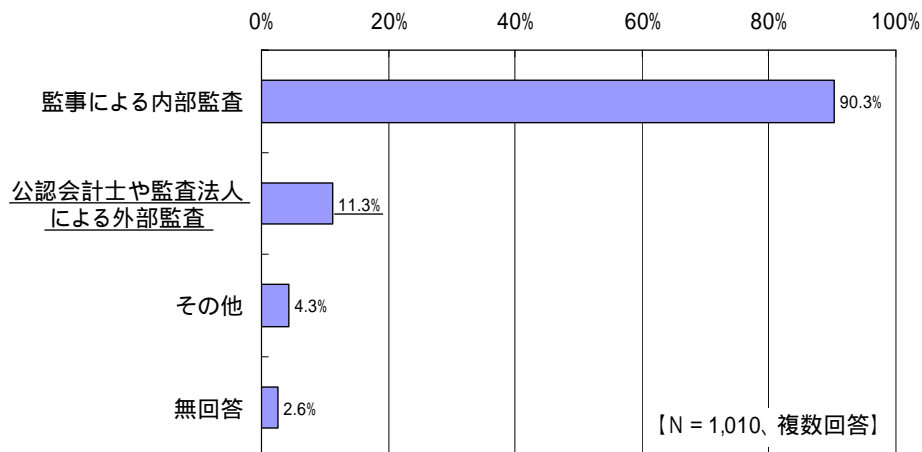
税理士や公認会計士などの専門家が監事となっている法人は約2割。

公認会計士や監査法人による外部監査を行っている法人は約1割。

< 専門家が監事となっている法人の割合 >



< 監査の実施状況 >

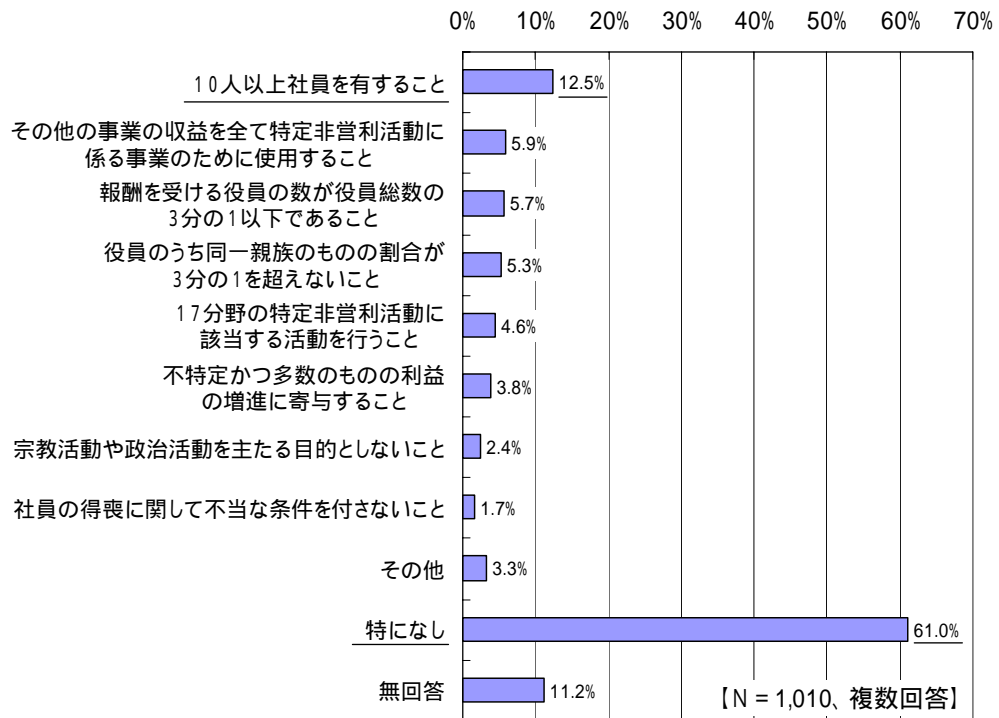


(5) 特定非営利活動法人の認証規準等

障害に感じた認証基準は特にないと回答した法人は約6割。

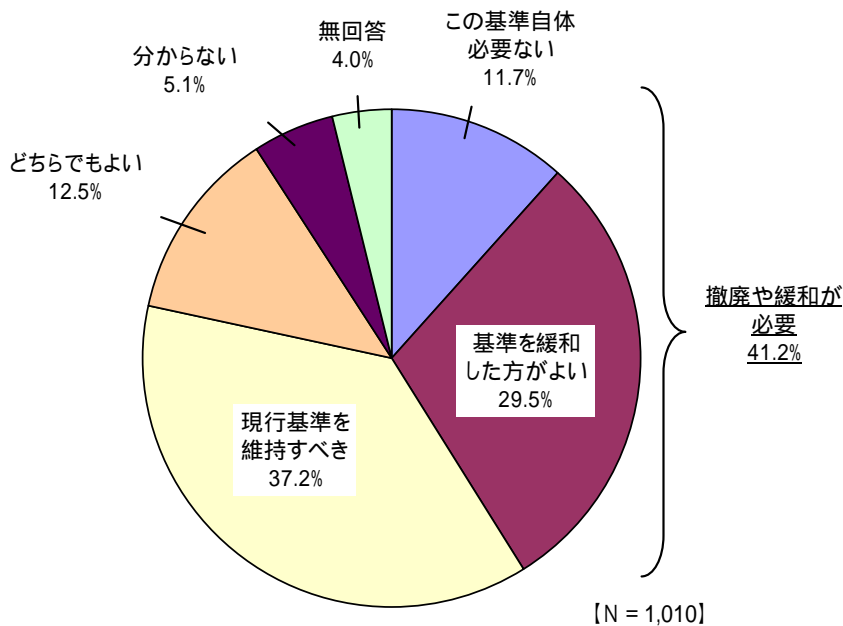
障害に感じた認証基準として最も多いものは、「10人以上の社員を有すること」で、障害に感じたと回答した法人は約1割。

< 障害に感じた認証基準 >



社員数要件の撤廃や緩和が必要と考えている法人は約4割。

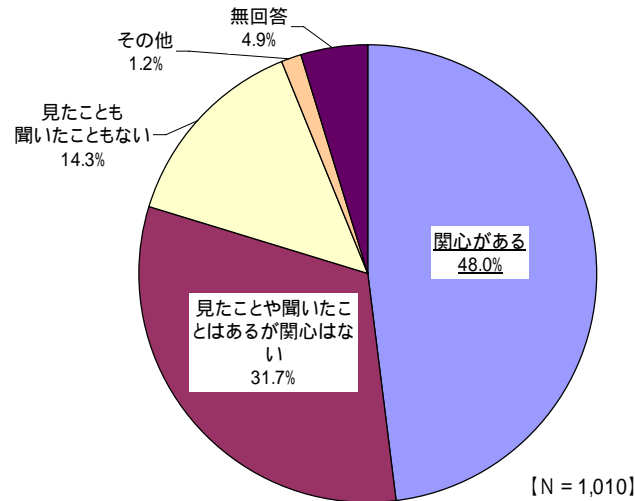
< 社員数要件に対する意識 >



(6) 公益法人制度改革に対する関心

公益法人制度改革に関心のある法人は約5割。

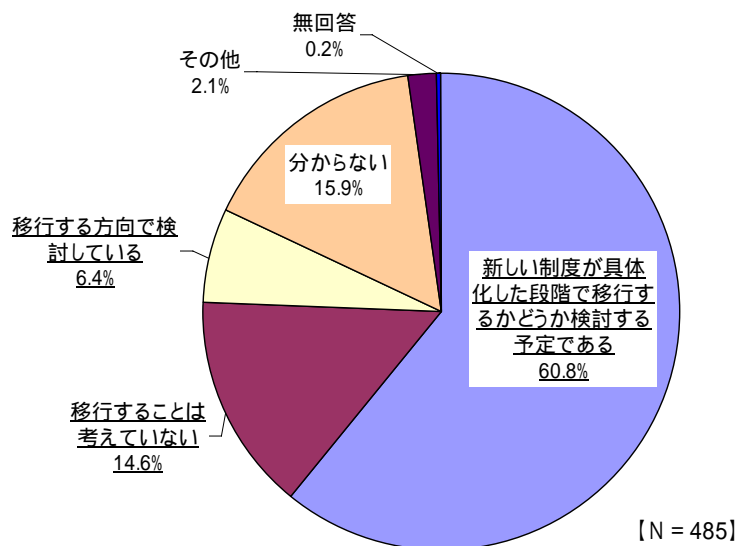
< 公益法人制度改革への関心 >



新制度が具体化した段階で、新制度に移行するかどうか検討する予定の法人は約6割。

現段階で、新制度に基づく法人へ移行することを考えていない法人は約15%、移行する方向で検討している法人は約6%。

< 新たな制度に対する意識(公益法人制度改革に関心のある法人を対象) >

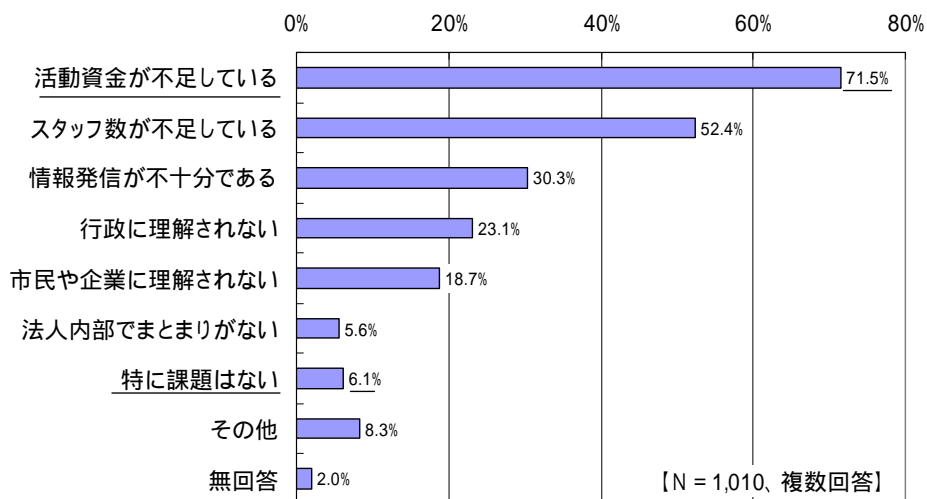


(7) 特定非営利活動法人の課題

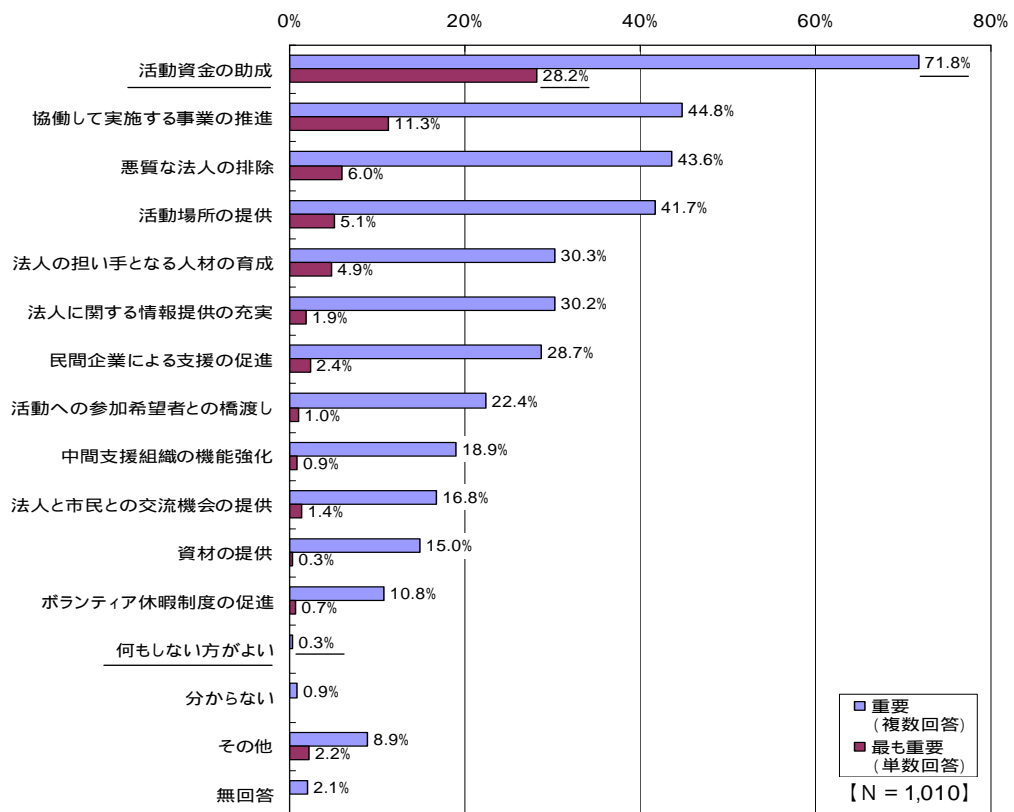
活動資金の不足を課題として認識している法人、活動資金の助成を行政の施策として重要であると考えている法人は、それぞれ約7割。

特に課題がないと認識している法人は約6%、行政は何もしない方がよいと考えている法人は0.3%。

< 運営上の課題 >



< 重要と考える行政の施策 >



5. 所轄庁アンケート調査の概要

調査概要

1. 目的

法施行上の課題の検証等を通じて、実態に即した特定非営利活動法人制度の見直しを検討するため、所轄庁事務に携わっている都道府県担当者の意見等を把握することを目的として実施。

2. 調査期間

平成 18 年 1 月 27 日（金）～ 2 月 21 日（火）

3. 対象

全都道府県 NPO 担当部署

(1) 所轄庁による認証等の統一的な判断基準の策定について

判断基準を定める必要はない	19
独自の判断基準を定めるべき(所轄庁間で調整する必要はない)	5
所轄庁間で調整して、判断基準を定めるべき	23

(2) 「市民への説明要請」の導入について

同様の仕組みを既に導入済み	19
同様の仕組みを今後導入したいと思う	16
仕組みの趣旨は理解するが、導入することは考えていない	20
仕組みの趣旨に賛成できない	5

(3) 縦覧・閲覧制度の利用状況

一所轄庁あたり平均件数
縦覧：平均 2.5 件/月
閲覧：平均 10.0 件/月
インターネットによる縦覧・閲覧を行っている所轄庁を除く。

(4) 特定非営利活動法人の監督、ガバナンス、会計について

	事例・問題点	見直すべき点
監督	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等を提出しない法人 ・特定非営利活動を行わない(休眠法人である)法人 ・特定非営利活動法人のイメージを利用した営利目的の法人 ・役員が名簿のとおり存在するのかわからない法人 ・未登記の団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法第41条では、「法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由があるとき」に初めて報告徴収や検査ができるとしているが、何をもって相当な理由とするのかの判断が難しい。 ・未登記の団体に対しては、未だ法人となっていないため、特定非営利活動促進法上監督の規定がなく、指導する根拠がない。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・理事による特定非営利活動法人の私物化により、社員総会を実施していない。 ・社員総会及び監事機能の形骸化 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事の選任権限を総会に限定することを法に明記。 ・社員総会の決議事項の拡充(理事会は法定機関ではないので、法人の意思決定は、すべて総会での審議を原則とすべきである)。 ・役員の仕事や責任に係る規定の追加。
会計	<ul style="list-style-type: none"> ・統一した会計基準等がないため、法人によって書き方等が異なり、それらの書類を見ただけでは、本当の団体の状況を知ることは難しい。 ・所轄庁と税務署等に提出する書類が異なり、混乱している法人が数多く見受けられる。 ・事業費と管理費の区分の明確化が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計書類の統一。計算書類の明確化。 ・税務署に提出する書類も所轄庁に提出する書類も同じものになるようにして、法人の負担を軽減する。

(5) 電子申請システムの導入状況

電子申請を導入している所轄庁	12
電子申請の導入に向け条例を改正中の所轄庁	3
電子申請の導入に向け検討中の所轄庁	2
電子申請を導入していない所轄庁	30

(6) 住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)の活用状況

住基ネットを利用している所轄庁	5
住基ネットの活用に向け条例を改正中の所轄庁	6
住基ネットを活用していない所轄庁	36

印の事項については、当該アンケート調査とは別に、所轄庁に対し補足して調査したものの。

6. 認証基準に関しこれまでに提出された提案

区分	時期	提案主体名	提案項目とその内容	
構造改革特区 (第3次提案)	15年6月	大阪府高槻市	所轄庁権限の移譲	特定非営利活動法人の所轄庁を都道府県知事から市町村長に変える。
		特定非営利活動法人 日本健康カウンセラー協会	役員報酬に関する制限緩和	「役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること」の適用除外を認める。
			社員数要件の緩和	「社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面」について、10人以上から2人以上に緩和する。
構造改革特区 (第4次提案)	15年11月	広島県広島市	所轄庁権限の移譲	事務所を政令指定都市内におく特定非営利活動法人の所轄庁を、都道府県知事から政令指定都市の長へ移譲する。
地域再生構想 (第1次提案)	16年1月	周防大島自然体感クラブ	役員報酬に関する制限緩和等	行政の地域振興部門を受託するNPOを「特定NPO法人」と認定する規定を設けると共に、特定非営利活動促進法における役員報酬に関する規定及び収益事業に関する規定を改正し、職業として成り立つ体力のあるNPOをつくる。
		埼玉県さいたま市	所轄庁権限の移譲	事務所を政令指定都市内に置く特定非営利活動法人の所轄庁を、都道府県知事から政令指定都市の長へ移譲する。
		香川県牟礼町	所轄庁権限の移譲	特定非営利活動法人の所轄庁を、都道府県知事から市町村長に変更する。
構造改革特区 (第5次提案)	16年6月	岐阜県大垣市	社員数要件の緩和	特定非営利活動法人の設立要件である「10人以上の社員」を「5人以上の社員」に緩和する。
規制改革・民間開放	17年11月	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	個人情報の公開措置の緩和	理事全員が代表権を持つのではなく、代表理事のみに代表権を制限し、理事の個人情報に関する登記及び閲覧をその代表理事に限定する。

7. 特定非営利活動法人に対する監督

(1) 市民への説明要請及び監督の実施状況（内閣府認証法人）

内容	12年	13年	14年	15年	16年	17年
市民への説明要請				74 (35)	70 (30)	155 (101)
報告徴収	2 (0)	2 (0)	11 (0)	7 (0)	1 (0)	1 (0)
改善命令	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	21 (21)	39 (36)
設立認証取消し	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	2 (1)

()内は、事業報告書等が未提出の法人に対し実施した監督等の件数

(2) 事業報告書等の未提出に対する対応状況（内閣府認証法人）

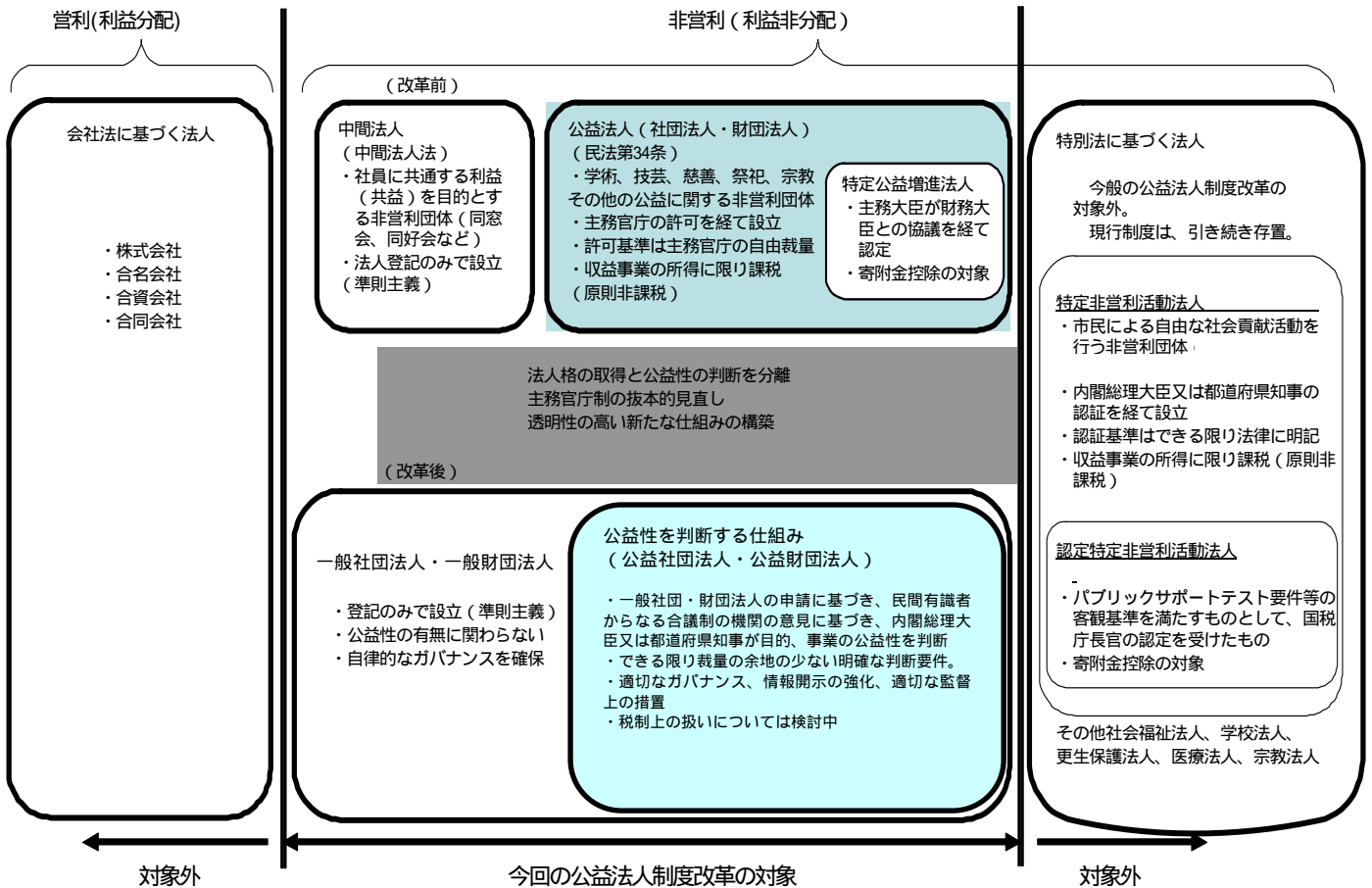
年度	内閣府認証 法人数累計	督促数	過料通知	説明要請	改善命令	認証取消
平成14年度 事業報告書	907	272	63	48	23	3
平成15年度 事業報告書	1384	429	112	99	39	1
平成16年度 事業報告書	1696	487	105	66		

(注)

1. 督促書：事業報告書等の提出期限から概ね2ヵ月後までに提出がない団体に対し発送
2. 過料通知：督促書の発送から概ね2ヵ月後までに提出がない団体に対し裁判所に対する過料事件通知書を通知
3. 説明要請：過料事件通知から概ね2ヵ月後までに提出がない団体に対し「市民への説明要請」を実施
4. 改善命令：「市民への説明要請」を実施後も提出がない団体に対し実施
5. 認証取消：3事業年度連続して提出がない団体に対して実施
6. 1.～5.については、平成18年6月末時点で処理を終えた数

8. 公益法人制度改革との関係

(1) 公益法人制度改革イメージ図



(3) 公益法人制度改革のこれまでの経緯～特定非営利活動法人制度との関連について

平成 14 年 3 月 29 日 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」閣議決定

公益法人制度について、関連制度(NPO、中間法人、公益信託、税制等)を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。

平成 14 年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱(仮称)」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。

平成 15 年 6 月 27 日 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」閣議決定

非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO 法人制度との法制上の関係を整理することとする。

平成 16 年 11 月 19 日 「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」

特定非営利活動法人制度は、特定の公益性を有する非営利活動を行う法人を認証という簡易な仕組みで設立させるものであり、今回の一般的な非営利法人制度と其の下での公益性を判断する制度からなる新たな仕組みに必ずしも包含される関係にはない。(中略) また、特定非営利活動法人制度は、平成 10 年の制度発足以来、法人数が大幅な増加傾向にあり、抜本的に見直すべきとの社会的要請も乏しいこと…からも、特定非営利活動法人制度は引き続き存置されるものと考えられる。

平成 16 年 12 月 24 日 「今後の行政改革の方針」閣議決定

別紙 3 公益法人制度改革の基本的枠組み

特定非営利活動法人制度については、引き続き存置されるものとする。

(参考)

特定非営利活動促進法案に対する付帯決議

- ・衆議院内閣委員会(平成 10 年 3 月 17 日)
- ・参議院労働・社会政策委員会(平成 10 年 3 月 3 日)

「3. 民法第 34 条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。」

特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八年法律第五十号）に盛り込まれた部分（下線部）を含む）

平成 10 年 12 月 1 日施行

平成 15 年 5 月 1 日改正法施行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則（第三条 第九条）

第二節 設立（第十条 第十四条）

第三節 管理（第十四条の二 第三十条）

第四節 解散及び合併（第三十一条 第四十条）

第五節 監督（第四十一条 第四十三条の三）

第六節 雑則（第四十四条 第四十五条）

第三章 税法上の特例（第四十六条・第四十六条の二）

第四章 罰則（第四十七条 第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。

2 特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにおいて、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令(前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。)で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 公益社団法人又は公益財団法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
 - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
 - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。
 - 3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電

磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

2 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更（第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）並びに同項第八号及び第十四号に掲げる事項に係るもの（第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。）を除く。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。)並びに役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。)を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。)、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し(次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。)の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)を所轄庁に提出しなければならない。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等(過去三年間に提出を受けたものに限る。)又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

第三十条 削除

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、その就任の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第三十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべ

きことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務(当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置 を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

（意見聴取）

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察

庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視總監又は道府県警察本部長（次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。）の意見を聴くことができる。

（所轄庁への意見）

第四十三条の三 警察庁長官又は警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について 第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第六節 雑則

（情報の提供）

第四十四条 内閣総理大臣は、第九条第二項の特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、第二十九条第二項の閲覧に係る書類の写し（この項の規定により既に送付したものを除く。）を送付しなければならない。

2 第九条第二項の特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前項の書類の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 都道府県の知事は、条例で定めるところにより、第一項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができる。

（情報通信技術利用法の適用）

第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動

促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例)」とする。

- 2 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第四十四条の三 第十四条の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例）」とする。

（実施規定）

第四十五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令で定める。

第三章 税法上の特例

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人を除く。）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」を「みなされているもの（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。)とする。

- 2 特定非営利活動法人は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 3 特定非営利活動法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第四章 罰則

第四十七条 第四十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 特定非営利活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その特定非営利活動法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その特定非営利活動法人に対しても同条の刑を科する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項又は第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動